

平成25年（2013年）3月紀北町議会定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成25年3月5日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年3月6日（水）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	山岡 哲也
会計管理者	平谷 卓也	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門 利弘	危機管理課長	五味 啓
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部 峰穂
住民課長	世古 雅則	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村 康二
水道課長補佐	上ノ坊健二	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和 秀昭	教 育 長	安部 正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	松島 保秀

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野 隆志	書 記	玉本 真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3番 樋口 泰生

4番 太田 哲生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

**北村博司議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は17人であり、定足数に達しております。

なお、10番 東篤布君から所用のため、欠席届が提出されておりますので、ご報告申し上げます。

**北村博司議長**

議事に入る前にご連絡を申し上げます。

一般質問通告書の受付けの締め切りは、本日の午後1時までとなっております。締め切り時間に遅れることのないようご注意をお願いいたしたいと思っております。

**北村博司議長**

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。議事運営上、朗読は省略させていただきます。ご了承ください。

---

**日程第1**

**北村博司議長**

それでは議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

3番 樋口 泰生君

4番 太田 哲生君

のご両名を指名いたします。

---

**北村博司議長**

それでは、日程に従い議事を進めます。

これより各議案の質疑に入りますが、質疑の回数につきましては、議長が宣告した議題について3回以内となります。予算など1つの議案を分割して質疑を行う場合は、議長が宣告した範囲ごとに、3回以内で質疑が許されることになります。

なお、委員会での審査は十分できますので、ご自分が所属される委員会に付託される案件についての質疑は、各常任委員会で行っていただきますよう、議事運営にご配慮をお願い申し上げます。

また、本定例会には条例の新規制定が多数ございます。委員会付託につきましては、本日の最後にお諮りいたしますけれども、付託表案を事前に配付いたしましたので、お間違いないようお願いいたします。よろしいでしょうか。新規条例についての付託表をご確認のうえ、お願いいたします。

---

**日程第2**

**北村博司議長**

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第2 議案第2号 紀北町小松原住宅条例を議題といたします。

質疑を許します。

松永君。

**12番 松永征也議員**

この条例案なんですけども、設置目的はですね、町営住宅条例とほぼ同じなんです。したがってですね、窓口一本化、公営住宅条例と一本にならなかったのかどうかね、町民にとってはですね、分けたんではわかりにくいと思うんですが、いかがですか。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

ただいまのご質問なんですけれども、この窓口一本化につきましては、現在までいろいろ議論してまいりましたけれども、やはり公営住宅法による、建設課が所管しております公営住宅法は国の審議を受け、国の補助金をもらって国の公営住宅の適用範囲で計上するという事となっております。それを開発公社の土地を公営住宅法の適用にもっていった場合ですね、多分難しいとは思うんですけれども、まず公営住宅法によると収入制限がございます。公社の場合はございません。また単身入居者が今ほとんどでございます。公営住宅の場合は単身世帯は駄目という条例になっておりますので、またシステム的にもやり方が違いますもんで、今回、小松原住宅については開発公社の事務をもっていました企画課が小松原住宅については管理するという事になりました。以上でございます。

**北村博司議長**

松永君。

**12番 松永征也議員**

そうしますと、募集も、それから選考なんかも別の課で、どこの課が担当するんでしょうか。それとこの内容ですね、例えば家賃なんか、これまでの開発公社の基準とですね、同じなんかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

お答えします。担当課は企画課です。

条件につきましては、開発公社が行っていたときの条件とほぼ同じでございます。

**北村博司議長**

松永君。

**12番 松永征也議員**

第4条にですね、2号ですけど、不良住宅の撤去は、これは公募の例外となっておりますけど、この認定はですね、どのようにされるのかね、別にまた基準を設けるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

不良住宅の撤去、想定できますのは、もう潰れかけの家とか、今、東南海、東海、南海

地震の恐れがあるので、危険家屋というのですかね、そういうのはもう撤去していただいた場合には、住むところがありませんもんで、そういう人は優先で入れさせていただくということになるんですけども、まだ基準とかそういうのについては、申し訳ないですけどつくっておりませんので、申し訳ないです。ちょっとこちらの判断ということになるのかなというふうに思っております。

**北村博司議長**

ほかに質疑はございますか。

川端君。

**15番 川端龍雄議員**

5ページの第8条の2ですけど、町長は特別な事情があると認める者に対しては、連帯保証人を1人とすることができるということですけど、特別なという意味が、例えばどういようなものですか。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

町長が認めるというような前提条件が付いておるんですけども、通常、原則は2名なんですけども、やはり単身世帯ですか、身寄りの少ない人とか、知人もいない場合のような人に対しては、もうそういうような場合のみ、町長が特に認めたということで、こういう特別な事情のある方というのを定めております。

**北村博司議長**

川端君。

**15番 川端龍雄議員**

身寄りの少ないとか、知人がないということ、そういうこともその入居者の選定に入るんですか。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

やはり住宅の目的としましては、一番の目的としては住宅の困窮者というのですか、困っている方ということでもんで、住むところがないということに対しての連帯保証人というのは、やっぱり厳しい場合もあるかなということで、このような連帯保証人について特

別な事情というのを定めております。

**北村博司議長**

ほかに質疑はございますか。

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

今の川端議員と同じですけど、連帯保証人の件ですね。これおそらくですね、なくなるよ、これ、連帯保証人制度。だからこれ改定しなきゃいけない。おそらくこの通常国会でなくなると思う、金融機関の連帯保証人制度はね。日本だけや、連帯保証人制度があるのは。もう連帯保証人制度をなくするというような方向で動いておるんで、これはおそらく6月か9月に改定せなあかん。その辺のところが存じですか。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

申し訳ありません。ちょっと知りませんでした。

連帯保証人制度が今後なくなっていくということになりますと、またこれも条例改正、また公営住宅法においてもこういう文言が入っておると思いますので、同じようにそういう場合が起これば改正の必要が出てくると考えております。

**北村博司議長**

瀧本議員、それは制度そのものが、国の制度そのものがなくなるということですか。連帯保証制度。ちょっと確認させてもらいます。

**5番 瀧本攻議員**

やはりこのデフレの世の中になってですね、結局、近親者以外の二等親か、以内の、一等親以内の連帯保証人はとるなど。とった場合に結局ドミノ現象起こすわけですね。これは金融ですけどね。当然、私はこういうですね、家屋についてもですね、私は出てくると、私はそう思っておるんで、そういうことで質疑させていただきました。

**北村博司議長**

企画課長、確認しておいてください。法的な裏づけ、今後のね、見通し含めて。

ほかに、ご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

よろしいでしょうか。

以上で質疑を終わります。

---

### 日程第3

#### 北村博司議長

日程第3 議案第3号 紀北町道路の構造の技術的基準等を定める条例を議題といたします。

質疑を許します。

入江君。

#### 6番 入江康仁議員

この条例の趣旨はですね、この地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、本条例を定める必要が生じたためと、こういうような文言で提案理由はこうなってますけど、この中で、最後にね、附則で経過措置、経過措置等のことは、もうきちんと書かれておるんですけど、町長、これ詳しくは言いませんが、以前、私はその水道水源保護条例と県の条例と法律と、いろんな絡みで質問したということ、あると思うんですね。記憶にあると思うんですけど、その中で町長、法律、条例というのは上位条例が変わることによって改正されるものであると私は言ったところ、町長はですね、基準等にしては三重県で厳しい基準がつくって、緩やかな基準であると、それで紀伊長島の水道水源は、当時ですね、その厳しい基準であったと、どちらを守っていいんですかというようなことの質問の中で、町長は法律は法律を守ったらいんだと、町条例は町条例で守ってもうたらといいんやんと、それで県条例は県条例の緩やかな基準を守ってもうて、町条例は町条例の基準を守ってもらったらいいというような答弁やったんやけど、県条例はこの三重県は紀北町以下ですね。以南に対して水道の量は無指定であると、どんだけとってもいいよというところで、この南部地区で紀北町だけが、その枯渇の基準を決めて、枯渇を定めておると、しかし、その枯渇に対してはどんだけの基準も、数値も定められないということですね、したんだけど、そこに伴うこの経過措置、今まさにそれがちょうど出てきたんで一番わかりやすいかなと思うんでね、この経過措置というのはどのようなことを意味するのか、水道課長補佐と町



長、これはどのような意味をするのか。これとですね、第4号議案もそうですね。一緒のようなあれになりますんで、ちょっとお教え願いたいと思います。

**北村博司議長**

どなたが答弁されますか。

入江君。

**6番 入江康仁議員**

だから私は言いたいのは建設課というのやったら建設課でも結構ですよ。だけど、この条例に対しては紀北町の条例そのものが整合性を持ってなければあかんから、私はそこで幅広く質問しておるわけですよ。整合性のないものの条例というのはありませんよ。どうですか、副町長。

**北村博司議長**

山岡副町長。

**山岡哲也副町長**

今回のこの条例案につきましてはですね、今現在もですね、道路構造令という国の国土交通省が定めておる政令ですね。それに基づいていろいろ規定があるわけなんです。今回その地域主権を進めるための法律の中で、道路構造令、またあと河川のほうで出てまいりますけれども、その中で、できるだけ地方自治体で義務づけとか枠づけは定めるほうが望ましいということで、今回、条例を定めることになったわけですね。

**北村博司議長**

補足答弁、質問されるんですか。

**山岡哲也副町長**

そういった中で、内容的にはですね、だから道路構造令、国の定めておった基準をそのまま採用しまして、町にとってちょっと関係のない部分は条例の中に入れる必要はございませんでしたので、それは抜いてますけれども、国の定めた道路構造令の基準をそのまま町の条例として今度新たに適用することになったということで、内容的にはこの件の場合はですね、全く同じ内容、ほぼというか、同じ内容のものを条例として定めておるということでございます。

**北村博司議長**

入江君。

**6番 入江康仁議員**

説明の趣旨が、答弁が違う。いいですか。

副町長、私言っておるのは、上位条例があって県条例、市町村条例とくるんでしょという前の質問やったん。今回もまさしくこの地域の関係、法令の上位条例が変わったから変わってきたんでしょ。だからその構図は変わらないんでしょということをお願いなんですよ。前に私が言っておんのは、町長は法律は法律で守ってもらったらいいと、法律は法律で守ってもらったらいい、県条例は県条例で守ってもらったらいいんだと、町条例は町条例で守ってもらったらいいんだって、だからどこ、それなら紀伊長島町出て他市町村へ行ったときは、それならそこの法律条例を守るんかということになるんでしょ。だから私は三重県は三重県の条例を守っていただいて、町条例は町条例守ってもらったらいいんだという答弁に不快感があったから、私は今ちょうどこの提案理由ね、経過措置等のこともあるから、わかりやすいかなということ、だから町長の答弁は町条例は町条例を守ってもらっていい、県条例は県条例を守ってもらったらいいて、要は市町村条例の上位条例は県条例でしょう。県条例を先に守らなあかんわけでしょう、今度は。違うんですか。

だから、水道水源保護条例の場合は、関連して言うけど、緩やかなこの規制ですよ。枯渇に関しては無指定にとっていいと、三重県は基準もつくってない。そういうことの中で、紀北町の水道水源条例は枯渇というのも入れておるから、おかしいんじゃないかと、そんならこの水道水源保護条例というのは横出しだから、三重県は無指定でとってええというのと、どっちを守るんですかという質問したわけや。町長は、紀北町は紀北町で守っていただいたらええんやと、三重県は三重県で守ってもらえば、三重県は当然いろんな許可問題にしたときは、紀北町のこの条例に対しては、はっきり言うて、あったら受け付けた時点で、当時ですね、紀伊長島町にはこういう条例があるから調整してくださいと、申請するとき手前で言うわけですよ。だから今までの中で申請するとき、その条例がなかったら県の受付業務に行ったわけや、紀伊長島町経由してね。三重県から戻ったわけや、紀伊長島へね。そして事前協議というのを始まるわけでしょう。それあなた県の職員だからよくわかる。ここで何もなかったから、そのときはそうして通ってたわけですよ。だから今、大きなあれはこの経過措置というのは、どういうもんですかということの中でね、私は経過措置というのは、もうその条例がやっている排気ガス規制、簡単に言いますよ、車の。

排気ガス規制は今の25年規制と決めたら、これから25年からつくる規制はこの国の排気ガス規制に従ってつくってくださいよと、しかし、25年以前につくっている車は今までの

基準に合っているから乗ってもらって結構ですと、これが経過措置でしょう。違うんですか。そこを私は、だからその中で上位条例を守らなあかん、上位法令を守らなあかんというのは、これ国の基本だから、だから紀北町の条例は紀北町で守っていただいて、県は県の条例で守っていただくという、このような答弁はですね、許されるべきじゃないから、私は強くはこれは質問しないですよ、町長。やはり町のトップとしてね、やはり法律に関しては何人にも平等であり、それで紀北町の条例は県の条例、上位法令、皆自治法にならんだ整合性を持ってなければいかんと、私は言いたいですよ。だから、町長の言ったことはそれに反しておる答弁をして、ずっとそのままにきておるから、今回、まさしく私が言ったこの経過措置というのでしたから一番わかりやすい質問できるかなと思ったもので、私はしたんです。

だから、やはりその訂正するところはしてもらったら、私はもうこれ以上は質問しないので、やはり町条例の上は県条例ですよと、だから町長の答弁は町条例もしかりですけど、県条例も上位条例ですから、県条例のほうを優先して守らなあかんというような答弁やったら良かったんですわ。それをやっぱり町条例と県条例と、そんなら基準が違ってしたときにどっちを守ったらいいのやと、そうでしょう。県はこっちが水出て、どんだけ水とつてもええよと言うておるときに、紀北町はとるだけとつたら駄目ですよと基準を決めていた。どうやと、そんならそこで今度は許可権に対しては、県は大変困るわけですね。そのところを言うておるわけなんですわ。だからやっぱり整合性を持つのは、やはり上位条例が変わったらこれは変えやなあかんもんで変えたんでしようということをお願いしたい。

だから、上位条例、上位法令があって、県条例が変わって市町村条例と、私はその法律の流れはそうだと思っているんで、やっぱり一貫したやっぱり答弁の中で、町長の答弁はちょっと誤解を招くような答弁やったから、私はここでちょっと訂正していただいたら、私はこれ以上何も言うことはないんで、そこのとこだけ町長どうですか。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

入江さんね、以前の、こういうことなんで、ただ、今回の場合ですね、議案に対する質疑ということで、議案第3号でございます。そういう中で、これはその道路法の中ですね、道路管理者は地方公共団体の条例で定めなさいと、地方主権の改革のその地方分権ですね。その中でしてあることでございますので、これは新たな条例の制定ということですよ。

ので、そういう流れできてますんで、この3号なんかもそういう流れなんですよね。国の法律があって、それに守られ、税金とかいろいろありますよね。そういう条例の関連しているのもあるし、自主性を持った条例もあると、それぞれの市町村ということで、私の発言の趣旨と入江議員の発言の趣旨多少違うかもわかりませんが、今回の場合、第3号につきましてはですね、そういった地方分権に絡んで、もう法じゃないよと、各地方で条例を定めなさいよという条例ですので、そういうところですね、ちょっとご質問とは、ご質問とはズレますけど、こちらのほうの第3号に対する条例制定はそういう意味合いでさせていただきますということで、ご理解をお願いします。

#### 北村博司議長

入江君。

#### 6番 入江康仁議員

町長、今あんた言われたその法律の中で、変わって、市町村では別に自主的につくったらええんやというような答弁でしたね、今。違うの。だから要は法律でつくりなさいというから紀北町に合った条例をつくったわけでしょう、この法律に伴ってつくったわけでしょう。だから上位条例がある中で、既存のやっっているのを訂正するのと、これは今、町長が言った、新たにこれができたからつくりなさいと言ってつくったと、同じ解釈じゃないですか。

要は、原則としてはさ、上位条例、上位法令を上回る条例、法律は無効であるというのが、これ大原則でしょう。だから私は町長に言いたいのは、町の条例より県条例のほうが上位ですよと、だからこれを守ってくださいよというのは、町長の答弁ではないですかと言いたいんですよ、町長。そうでしょう。あなたは、県は県で条例で守ってもらうらええんだ、紀北町は紀北町でということにあるわけですよ。だから、法律の大原則である上位条例は、市町村条例の上位条例は三重県ですよ。三重県の法律は、今度は上位法令は法律になるわけでしょう。私ここを言うておるわけですよ。だから、そこでやはり条例のところで言ってもらったらそれでいいということなんです。私は難しいこと言ってないでしょう。ただ、三重県条例がある以上は三重県条例を優先に、そやで紀北町で定めてないことを三重県でいっぱい、この地域のことも定めてますよ、それは。今の水のことでも無指定だ、何だというのは三重県は、皆縛っていますから。そして紀北町は紀北町だけの今度は当時のそれに合った条例をつくっておるわけですよ。だから上位条例の三重県が先に守っていただければということだったら、何も問題ないんですわ。そこなんですけど、どう。

ちょっと質問のあれわかりにくいかな。町長、そこちょっと。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

この第3号とはちょっと離れた質疑だと思うんですけど、またこんなこと言うと、また元の議論になっていくと思うんで、県は県、国は国、それから町は町のそれぞれ条例あると思うんです。国民を守る、県民を守る、町民を守るという、ですから、そういう条例の趣旨がそれぞれの各団体、公共団体、国なりが決めた条例ね、政令いろいろあると思うんです。だからそれはその意義があると思うんです。それで紀北町の場合のおそらく水道水源保護条例のことをおっしゃっているんだと思うんですが、そういったものは自主的な観点からそれを取り入れたものの条例で、紀北町民においてはやっぱり町でつくった条例を守っていただくのが筋ではないかなというお話を、以前させていただきました。

**北村博司議長**

もう終わりました。質疑の回数終わりました。

1回は許しましたよ。先ほどで3回目です。もう完全にくい違ってますんで、質疑と答弁が。これきりが無いと思いますね。これほかの機会にね、もう基本的に違ってますから、質疑の趣旨と答弁する側のお答えがですね、完全にくい違ってするように私は思います。これ繰り返しになると思います。

町長、質疑者、入江さんはですね、要するに町条例、県条例、国の政令なり法令との整合させるべきではないかと、今日のお答えと前のお答えがくい違っていているということですね。いや、趣旨そのものが違っていると、前ちょっと私いつのときのやりとりか、ちょっと記憶してませんけども。

じゃ、1回だけ許します。

**6番 入江康仁議員**

そんならね、町長、紀北町の条例ですね。副町長、あんたもえらい仕事、条例はこの部門は県条例に沿ってつくってる。この部門は法律によってつくっておるという町条例のね、いろいろな条例あるわね。この2冊、そこちょっとまた仕分けして教えていただけますか、そんなら。

ということは、町条例だけではできないですから、紀北町は。県条例をして、県は法律に基づいて県条例をつくっておるわけですね。で、県条例は市町村は県条例を主体にして

きちんとつくっておるはずですよ。ということは、法律はあるけど、その分野によって県によってはいろんな県独自のいろんな問題等もある。これは法律で認められておる、上位法令を上回る制定できるのはこれは県です。県条例だけは認められます。それはなぜかというと、三重県では代表的な四日市公害があったから、四日市公害に対する基準はですね、法律よか厳しいです。それでも認められる。これはその地方の、県独自のいろんな問題に対しては県で定めることができるわけです。上位条例を上回っても。それで市町村条例は私はそれに伴ってつくっていると思うんですよ。

それで法律の直でくるとこもあるかわかりませんが、そこだけ町長、調べていただくということでしたら、もうそれで結構です。

**北村博司議長**

それは副町長に。

**6番 入江康仁議員**

いやいや町長に。

**北村博司議長**

長にね。それはどこで、そのお答えの機会を求めておられるんですか。

**6番 入江康仁議員**

いやいやもらったらいいです。資料。

(「議長」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

本町議会は、反問権まだ認めておりませんので、ちょっと差し控えてください。

いや今、県条例に基づいてつくられたもの、それから国の法令なんか、直でつくられたもの、私の記憶する限りでは水道水源保護条例は、ちょっと直接関係なしにね、それ仕分けしてくれと、たくさん条例があるんです。

**6番 入江康仁議員**

町長、その水道水源保護条例と関係ないですから、今は。要は町条例は皆整合性を持って、町民に課するいろんな条例ですからね。だからそれを言うっておるわけや。

**北村博司議長**

要するに何百件もある町条例を仕分けしろというお求めですか、それは議事進行として言うておられるんですか。仕分けせえということは、この条例は県条例に基づくものですよ。これはって、要するにどんだけあるのかちょっと検討つかんけども、何百もある町条

例を仕分けして答えてくれということですか。

**6番 入江康仁議員**

資料で出してもらえば結構です。

**北村博司議長**

そやで、それはどこの場ですか。

それではですね、本日の会議終わったあと、ちょっと議長のほうで話し合います。

それでよろしいですか。

**6番 入江康仁議員**

結構です。

**北村博司議長**

お約束はできませんけども、あとで話し合います。

ほかに、ご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第4**

**北村博司議長**

次に、日程第4 議案第4号 紀北町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。

質疑を許します。

玉津君。

**8番 玉津充議員**

この条例は河川法の一部改正に伴ってつくられる条例なんですが、そもそも準用河川とはどういう河川なのか、それから紀北町にですね、この河川はどれほどあるのか、教えてください。

**北村博司議長**

建設課長。

**上村康二建設課長**

お答えをいたします。まず準用河川というものでございますけども、これは市町村長が指定をしまして管理をしている河川でございます。それで紀北町に準用河川はいくつあるのかということでございますけども、準用河川の数につきましては64河川でございます。以上でございます。

**北村博司議長**

玉津君。

**8番 玉津充議員**

1級河川とか2級河川というのは、それぞれの河川ごとに看板が出てて、よくわかるんですが、紀北町にこの準用河川が64箇所あると、非常に多いわけですけどね、見てわからないんで、これ一覧表か何か持ってますか、担当のほうで。

**北村博司議長**

建設課長。

**上村康二建設課長**

一覧表はつくることはできますので、はい。

**北村博司議長**

玉津君。

**8番 玉津充議員**

後ほどで結構なんで、一覧表いただけますか。

**北村博司議長**

建設課長。

**上村康二建設課長**

つくって渡させていただきます。

**北村博司議長**

ほかに、ご質疑ございますか。

入江君。

**6番 入江康仁議員**

ここでもできたやん。先ほど町長、そやで町長の答弁したってください。

**北村博司議長**

尾上町長。



## 尾上壽一町長

基本はですね、議長のこの議事運営にものを言うの悪いんですけど、議案第3号、第4号、どういうことでこのものをされたかということで、先ほど言いましたように、地方分権の一環でですね、国で定められてあったのを町でやりなさいよということですので、そういうことでしたらお答えできるんですが、以前答えたものに対しての答えというのはですね、またちょっと馴染まないのではないかと思いますんで、私としてはこの条例も第3号、第4号につきましても、地方分権、これ前回の12月でもこういう議案出ましたね。そういう国の方分権の流れの中での条例制定になりますので、その辺をご理解願います。

## 北村博司議長

入江君。

### 6番 入江康仁議員

だから町長ね、だからその町の条例はあなたは前に言ってるのはね、それと前とか後とかかってないですよ。あなたの答弁は議会がある以上はずっとこれ継続しますよ。だからその問題が解決してどうのこうのじゃないです。法律、条例に関してはずっと引きずっていきますよ。これは町長が変わろうと、前町長がこうだったよというようなことにもなりますよ。だから町長の答弁というのは言葉だけじゃあかんよというのは、そこなんですよ。だから、私が言っておるのは、町条例は県条例、上位条例の縦の、言うたら上位法令、上位条例は県条例、そして市町村条例はあるんでしようということを聞いておるわけですよ。

それで、これの経過措置というのは、先ほどまだちょっと答弁いただいてなかったね。経過措置に対してのあれは、どうですか。

## 北村博司議長

要するに、この条例制定以前にできておったものについては、これは適用しないという経過措置でしょう、これは。

### 6番 入江康仁議員

だから、私は前に町長がね、町長が町条例、県条例、上位条例のそのときに、私は水道水源保護条例は関係ないですよ、これ。しかし、例に出しておるだけで、例に。こういう答弁やったから、この法律、条例は、あれは皆そういうことであるんでしよう。その中で、この経過措置というのが出てきたから、経過措置というのはどのようなもんかということを知っておるわけです。

## 北村博司議長

入江君、経過措置、つまり遡及適用は基本的に憲法上これはできませんから、経過措置というのはこうやって定められておるんで、それほかの町条例で遡及適用した例があるんじゃないかということが背景にあるように思うんですが、係争中ですから、その件についてはね。ちょっとこれ以上の論理展開はちょっと控えていただいたらと思うんですがね。関係ないけど、どうしても前回はそうでしたからね。ちょっとその辺で、ご容赦。

それで、町長もちょっとご注意申し上げますけども、反問どころか反論までされておられるんで、これは議会改革の一環で今、検討中ですから、そのうえで反問は行っていただきたい。現在は認めておりません。

ほかに、質疑ございますか。

東清剛君。

## 11番 東清剛議員

これ第3号、第4号、全く同じようなことでしてね、これ改めて今回は町で条例を決めるということになるわけですよ。ということは、これをもとにね、今後、整理がされていないところがもう少しされるように向かうのかどうか、その辺はどのように受け止めておりますかね。

それで、せっかく条例で定めた経過措置ありますから、当然、旧態依然のものはそのままでもいいでしょうけども、それをもう少し条例決めたことを契機にね、もう少しインフラ整備に取り組んでいくのかどうか、その辺、町長はいかがお考えでしょうか。

## 北村博司議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

道路及び河川につきましてもですね、やはりこういう、もう国の法律で決まっておりますことですので、それに準じて今までもつくられてきました。しかしですね、これが町の条例になったからといって特別変わった施策というのはないんですが、そういった法律条例を守った道路をつくっていかねばいけないと、道路なり河川なり管理をしていかねばいけないと思っておりますので、議員の趣旨はおっしゃるとおりだと思いますので、そういう形で条例、法律であったものが条例になって、それを守りながらつくってきたいということでございます。

## 北村博司議長

東清剛君。

**11番 東清剛議員**

重ねて言うようではないんですけども、それをもとにね、もう少しインフラがね、これやっぱり条例できたんだからというんで、取り組みとしてね、もう少ししっかり取り組んでいただきたいなということをお願いします。いかがですか。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

はい。わかりました。

**北村博司議長**

ちょっと不明確で、わかりましたでは、ご答弁、やり直してください。

町長。

**尾上壽一町長**

今、ご指摘のあったように行っていきたいと、そのように思います。

**北村博司議長**

ほかに、ご質疑がなければ質疑を終わります。

---

**日程第5**

**北村博司議長**

次に、日程第5 議案第5号 紀北町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第6**

**北村博司議長**

次に、日程第6 議案第6号 紀北町東長島スポーツ公園条例を議題といたします。  
質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第7

**北村博司議長**

次に、日程第7 議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第8

**北村博司議長**

次に、日程第8 議案第8号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第9

北村博司議長

次に、日程第9 議案第9号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第10号 紀北町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 議案第12号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 議案第13号 紀北町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 議案第14号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第15

**北村博司議長**

次に、日程第15 議案第15号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第16

**北村博司議長**

次に、日程第16 議案第16号 紀北町海山グラウンド条例の一部を改正する条例を議題といたします。

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

90ページの一部改正する条例の中の別表のところなんですけども、テニスコートの使用料のところ、高校生以下の者のみで利用する場合 100円と書いてあるんですけども、あと備考のところ、町内の保育所、幼稚園、小学校及び中学校の行事又は部活動で利用は無料とすると、これは一般の利用の方、いうたら高校生以外一般の方ですね。これについ

ての規定というのはどういうふうに解釈したらよろしいんですか。その点についての答弁を求めます。

**北村博司議長**

生涯学習課長。

**松島保秀生涯学習課長**

一般の方についてはですね、その他の場合で、事務局としてはその他の場合は 210円と考えております。以上です。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

その解釈の仕方の違いなんですけども、これ見ますと高校生以下の者のみで利用する場合は100円、その他の場合は 210円、夜間照明料金 420円と、この想定される3つの場合の含めた高校生以下の者のみでというふうに解釈されるような気がするんですけども、今言われたのでは、その他の場合って、その他の場合っていうふうな明記になるんだかどうか、この、見た場合にね、高校生以上じゃなくて高校生以外ですね。一般の方の規定がこれがちょっと理解しにくいように私は理解するんですけども、今の課長の答弁ではちょっと僕としては理解できないんですけど、再度答弁を求めます。

**北村博司議長**

生涯学習課長。

**松島保秀生涯学習課長**

申し訳ありません。その他の場合は、高校生以下のみで利用する場合は100円とさせていただいて、町民の一般の方とか町外の方の利用する場合もございますので、そういう場合も含めまして、その他の場合っていう、その他の方の利用の場合という意味合いで、使用料についてはこのような表記で、その他の場合 210円とさせていただきました。以上でございます。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

2回答弁いただいておりますんですけども、ちょっと僕ね、理解できないんです。これでは一般の方の規定がされていないような気がするんです。ほかのところで海山グラウンドの条



例、町条例ですね。ちょっと参考にさせてもうてるんですけど、ちょっと書いてないような気がしますもんで、これは一部改正ですもんでね。ちょっと今の課長の答弁では理解できないところもあるんですが、3回ということですから、これに関しては第6号議案でも、総務財政常任委員会で同じようなところが出てますんで、そのところでまた再度、常任委員会での説明を求めます。これは以上で終わります。

**北村博司議長**

ほかに、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第17

**北村博司議長**

次に、日程第17 議案第17号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第18

**北村博司議長**

次に、日程第18 議案第18号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第19

北村博司議長

次に、日程第19 議案第19号 三重県市町総合事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第20

北村博司議長

次に、日程第20 議案第20号 東紀州農業共済事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

北村博司議長

10時35分まで、休憩します。

(午前 10時 21分)

---

北村博司議長

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

---

## 日程第21

### 北村博司議長

次に、日程第21 議案第21号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本件につきましては、最初に6ページの繰越明許費から歳入20ページまでの質疑を行います。歳出につきましては、21ページの議会費から32ページの衛生費までと、さらに33ページの農林水産業費から56ページの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、まず最初に、6ページの繰越明許費から20ページまでの歳入全体についての質疑を許します。

松永君。

### 12番 松永征也議員

17ページの寄附金なんですけども、一般寄附金 1,629万円計上されております。これは多分、開発公社の解散によつての清算金だろうと思うんですが、どういう事業に、経費に充当されるのか、お聞きをいたします。

### 北村博司議長

工門財政課長。

### 工門利弘財政課長

そのとおりで開発公社の解散に伴うものですね、それから一般の方からの寄附金3件が入っておりまして、これにつきましては、現在のところ一般財源となる額というふうにして計上しております。以上でございます。

### 北村博司議長

松永君。

### 12番 松永征也議員

一般財源というんですね、例えば人件費とか事務費とか、そういうものにも入っていくのではないかと思います、この開発公社はですね、これまで健全に、適切に運営して

きた結果、このような清算金が生じたわけなので、これまでですね、企業誘致とか、またまちづくり等にですね、いろいろと事業を行ってきたわけなので、そういう、どっちな言うたら尊いお金であると思うんですね。したがって、開発公社が企業誘致とかやってきた、このような類似するような事業にですね、こういうお金は使うべきではないんかと思うんですね。

例えばですね、指定寄附として受けるとか、また地域づくり基金とかですね、地域振興基金なんかもあります。そこらへ一時繰り入れするとかですね、そのような開発のね、まちづくりのことに使っていただきたいという思いなんですけども、いかがでしょうか。

#### 北村博司議長

財政課長。

#### 工門利弘財政課長

失礼いたしました。歳入のですね、見積書では一般財源としておりますが、その行き先としてはですね、基金管理事業の地域づくり事業基金積立金のほうへ回しておるということとございまして、ちょっと答弁、不適切でございました。申し訳ありません。地域づくり事業基金の積立金の中に充当したということとございます。以上でございます。

#### 北村博司議長

よろしいですか。ほかにどうぞ。

瀧本君。

#### 5番 瀧本攻議員

税務課所管のですね、事務経費の町税の延滞繰越分、個人町民税延滞繰越分596万4,000円の内訳ですね、件数と。

それと、18ページにありますね。延滞金1,112万2,000円、これの件数と。これはどういうふう徴収されたか。だから延滞金ですから、14.5%掛けて徴収しておると思うんです。だからここまでに至る数字ですね。数字と件数を教えてください。

#### 北村博司議長

税務課長。

#### 服部峰穂税務課長

滞納繰越分についてお答えいたします。

誠に申し訳ないんですが、件数のほうですが、今のところ把握しておりませんので、金額だけでならお答えできます。まずトータルとしまして、予算額のほうですが、4,290万

円に対しましてですね、調定額2億6,431万6,915円ですね、それで収入額が6,155万489円で、徴収率のほうですが23.29%になっております。これはこの25年1月末現在であります。

18ページの延滞金のほうですが、1月末現在でですね、合計1,723万9,000円となっております。内訳としましてですね、回収機構のほうで158万3,700円、県税のほうでですね、694万356円、残りの870円については町のほうで徴収しております。件数については申し訳ないですけど金額だけでよろしく願いいたします。以上です。

**北村博司議長**

件数は答えられないんですか、全く把握していない。

**服部峰穂税務課長**

はい。

**北村博司議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

いや、私の聞きたいのはね、これ非常に問題になっておるんですね、当地区でね。三重県整理回収に回して差し押えやって、14.5%払っておるのが何件あるのかと、14.5%でどんだけとっておるのかと、そういう話ですよ。町長、わかっておるわけや。だからそれをですね、ここでお示しいただかんとですね、課長も初めて税務課長になったんで、あとでもよろしいですから、その資料くださいよ。でないとですね、それで待機しておる人があればですね、あとで答弁していただいたら結構だと思うんですけどね。数字出ておるわけですから、この数字の根拠を私はお尋ねしておるわけですからね。

**18番 北村博司議員**

税務課長。

**服部峰穂税務課長**

申し訳ありません。数字のほうですけども、あとで提出させていただきたいと思います。件数のほうですけども、よろしく願いします。

**18番 北村博司議員**

当然、これは予算編成の段階で積算根拠があるわけでしょう。税務課は誰か待機しておったかな。ちょっとこの議題が終わるまでに確認してください。

**北村博司議長**

今、資料を確認しますんで、着席のまま休憩いたします。

(午前 10時 44分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて、再開します。

(午前 10時 46分)

---

**北村博司議長**

答弁を待つ間、ほかのご質問、歳入に関してのご質疑ありましたら、お受けします。  
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

それでは次に、歳出21ページの議会費から32ページの衛生費までの質疑を許します。  
松永君。

**12番 松永征也君**

28ページ、配食サービス事業ですね、100万円の減額となっておりますけども、年々減少しているように思うんですけども、この事業はですね、一人暮らしされておるお年寄りがですね、この事業を利用することによって、少しでも自宅で暮らしていけるということで、大変効果のある事業だと思っておるんですけども、当初何人を予定してですね、実績はどうであったんか、人数をお聞きしたいと思います。

**北村博司議長**

大谷課長。

**大谷眞吾福祉保健課長**

この配食サービスなんですけども、議員ご指摘のように見守りも兼ねて大切な事業であります。ただ、この減ってきたという理由は、やはり介護保険が在宅サービスとか、そういう介護保険のサービスの普及もあろうかと思えます。それで今回ですね、延べ60人の方

がご利用されておりまして、1万1,680食を見込ませていただきました。延べ60の方です。ただ、その60の方の中には月曜から金曜日までフルに配達を受けるんじゃないしに、例えば火曜日は休みますよと、そういう方も含まれております。

それから、当初では1万3,680食見込ませていただきました。実利用者で52名を想定しております。その差額がですね、1万1,680食から1万3,680、2,000食減った関係で100万円減額ということで計上させていただきました。以上です。

**北村博司議長**

松永君。

**12番 松永征也君**

この事業ですね、始まったのは両町とも合併前からやっておるわけなんですけども、旧海山町においてはですね、開始当初は150人ぐらい利用されておったんですね。それで大変効果を上げてきたわけなんですけども、もっともっとですね、取り組むべきだと思うんですが、いかがですか。

**北村博司議長**

大谷課長。

**大谷眞吾福祉保健課長**

ご指摘もとてもでございます。このサービスは在宅で長く過ごさせていただくのに、本当にいいサービスだと思います。今後、普及にも努めてまいりたいと思っております。以上です。

**北村博司議長**

松永君。

**12番 松永征也君**

効果としてね、もう1つ上げたいのは、安否確認ですね。これを毎日できるということが大きいと思いますので、是非ひとつ取り組んでいただきたいと思います。答弁は結構です。

**北村博司議長**

いや、要望じゃないしに質疑をしてください。

**12番 松永征也君**

安否確認ですね。重要なことなんですけど、ひとつこの事業をですね、充実していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

**北村博司議長**

福祉保健課長。

**大谷眞吾福祉保健課長**

再度、制度の普及に努めてまいりたいと思っております。

**北村博司議長**

ほかに、ご質疑ありませんか。

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

22ページのですね、財産管理費、補正で1億432万8,000円、基金管理事業として積み立てられました。この理由をお尋ねいたします。教育民生もちょっとかかっていると思うんですけども、管財ですから、お答えください。

**北村博司議長**

財政課長。

**工門利弘財政課長**

それでは21ページの1億432万8,000円の内訳でございますが、先ほどのふるさと応援基金積立金に104万円、それから地域づくり事業基金積立金に2,212万2,000円ですね。それから財政調整基金が8,216万3,000円、減災基金積立金が2,000円ですね、利子分でございます。地域づくり事業基金積立金に1,000円でございます。以上でございます。

**北村博司議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

その一覧表あとでいただけますか。それとそういうふうになんで積み立てられたのかということもね、原因ですね。それをお答えになってないと思うんで。

**北村博司議長**

財政課長。

**工門利弘財政課長**

すみません。なぜかという理由なんですけども、まず補正予算をですね、要求していただきまして、歳入歳出それぞれ精査するわけなんですけども、その結果、財政調整基金としてですね、財源余裕分が出たということで、先ほどの8,216万3,000円は積み立てたものでございます。それから地域づくり事業基金積立金はですね、先ほどの一般寄附金とかで



すね、それから開発公社の部分がございましたので、その分を積み立てました。

それから、ちょっと訂正なんですけども、ふるさと応援基金積立金を私 104万円と言ったと思いますが、4万円でございます。すみません。4万円の積み立てということになっております。大きなものとしてはですね、先ほどの財政調整基金と地域づくり事業基金積立金のその理由でございます。以上でございます。

**北村博司議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

ちょっと答弁になってないんさ。これはですね、中学校のね、私の推測ですよ。5,400万円余った。国庫支出金が7,000万円入ってきた。支出のほうが減った。収入が増えた。それで積み立てたんじゃないんですかと私は思うんですけどね。大きく言えば。

**北村博司議長**

財政課長。

**工門利弘財政課長**

私ですね、個々には申し上げませんでしたけども、歳入と歳出のそれぞれの課からのですね、予算要求がございます。その差がですね、歳入のほうが大きかったというものでございまして、もちろん今、瀧本議員さんがおっしゃられたような理由もその中に入っております。以上でございます。

**北村博司議長**

ほかに、川端君。

**15番 川端龍雄議員**

同じく22ページですけどね、銚子川流域の魅力アップ推進事業の64万7,000円の減額の理由と、どのようなわけで減額になったか、お答え願います。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

すみません。銚子川流域魅力アップ推進事業64万7,000円の減でございますが、これにおきましては、流域魅力アップ事業を計画するにあたって、先進地視察を当初お認めいただいております。これは兵庫県の床山温泉という予定をしておりましたけれども、実際、24年度におきましては実施しませんでした。それで旅費で16万1,000円の減。

次として銚子川魅力発見マップというのを当初認めていただいておりますけども、これが当初100万円みていたんですけども、これは入札等により80万円になりましたので20万円の減額でございます。また、水質検査手数料におきましては、当初44万4,250円をみていて、38項目の検査を予定していたんですけども、実績としましては11万250円で28万6,000円の減額となりました。これは水質項目をBODに絞ったということでありまして、絞った理由につきましては国の水質の基準はBODのみで判断しているということで、このような水質検査をBODのみにさせていただきます。合計64万7,000円の減額であります。以上でございます。

**北村博司議長**

川端君。

**15番 川端龍雄議員**

先進地視察へ行かなかった理由はなんですか。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

すみません。ちょっと時間的とか、ちょっと遠くを予定していたんですけども、実際、そこは行かなかったんですけども、公用車で奈良市のほうの3箇所程度、視察には行っております。その分につきましては2万円程度の経費で済んでおります。

**北村博司議長**

川端君。

**15番 川端龍雄議員**

当初計画したところから変わったというのが、当初行くような意味がなかったのか、ただ遠かったからって今、課長言ってましたけどさね、遠いから奈良のほうへ行ったというのかさね、本当はその目的が一番大事じゃないかって、遠いとか近いとかじゃなしに、やはりその銚子川魅力アップに対する、その一番あったというんか、似たような状況のところで視察するのが本来でさね、遠かったで行かんなんで、奈良へ寄ってきたというのは、ちょっとあまりにもこの熱意というんか、ここだけにかかわらず、そういうようなことのやり方という、事業の進め方には問題あると思いますけどもね、課長、どのような見解でそのようになったんか。

**北村博司議長**

企画課長。

**脇博彦企画課長**

議員さんのおっしゃるとおり、当初の目的をちょっと達成できなくて、これにつきましては1泊2日という計画でしたんですけども、時間的な余裕とか、なかなかスケジュール、これは検討委員会で行く予定をしていましたんですけども、各課の調整もちょっとできませんでしたし、実際、行かなかったというのは、当初の目的を達成できなかったという、ちょっと反省はしております。以上でございます。

**北村博司議長**

ほかに、樋口君。

**3番 樋口泰生議員**

3番 樋口です。22ページなんですけど、総務管理費の中の一般管理費の中ですね、紀北町職員の給料にあたる部分なんですけど、現時点でのですね、紀北町職員さんのラスパイレ指数はいくつになっているか、ご答弁いただきたいと思います。

**北村博司議長**

総務課長。

**堀秀俊総務課長**

お答えさせていただきます。平成24年度で104.8です。ちょっと説明をさせていただきますと、通常96.6前後なんですけど、国のほうが7.8%の給与削減を行っておるということで、国を100%としてラスパイレスを出すようになっておりますので、24年度については104.8ということになっております。以上です。

**北村博司議長**

樋口君。

**3番 樋口泰生議員**

3番 樋口です。それに関して今後のですね、これ修正ですのであれなんですけど、予定と言いますか、新年度にという予定が、もし課長のほうからご答弁いただけるようでしたら、お願いします。

**北村博司議長**

総務課長。

**堀秀俊総務課長**

修正と申しますのは、削減というような意味合いでよろしいでしょうか。

おそらく樋口議員言われるのはですね、国のほうが24、25という2年度で7.8%、国家公務員の削減を給与費の削減をしてきているという中で、閣議決定をされまして地方にもですね、本年の7月から来年の3月までという期間におきましてですね、同等の準じた削減を要請されております。あくまでも地方の独自の考え方に基づくものですが、判断をするわけなんです、そういったふうに総務大臣のほうから要請もいただいておりますので、そのことに関しましては、三重県ですとか、県内の市町村の動向も確認しながらですね、検討していくというふうに考えております。今のところ、まだどのようにするという腹とございますか、あれは決めておりませんが、そういった検討が必要であるということでございます。以上です。

**北村博司議長**

ほかに、ご質疑ありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、議会費から衛生費までの質疑を終わります。

次に、歳出33ページの農林水産業費から56ページの給与費明細書までの質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、農林水産業費から給与費明細書までの質疑を終わります。

---

**北村博司議長**

それではですね、まだ瀧本議員の質疑に対する答えがまだきておりませんので、やむを得ないので休憩をとります。

11時12分まで休憩とします。

(午前 11時 02分)

---

**北村博司議長**

それでは、休憩前に続いて会議を開きます。

(午前 11時 12分)

---

**北村博司議長**

先ほどの瀧本君の質疑に対する答弁を税務課長からいたさせます。

**服部峰穂税務課長**

まず、滞納繰越分、個人のほうなんですけども、これ回収機構のほうに送ってあります件数31件で、金額のほうは 241万 4,000円が回収機構で、残りについては町のほうで集金したものであります。

それから、延滞金のほう18ページですが、こちらのほうの件数ですが、合計2,359件ありまして、そのうちの先ほどの8件ですが、回収機構のほうで金額のほう158万3,000円が回収機構のほうで入っております。残りについては町のほうで集金した金額の延滞金であります。以上です。

**北村博司議長**

150件が町ということやな。8件が回収機構で。

**服部峰穂税務課長**

8件が回収機構のほうで、残りについては町のほうで集金した件数であります。以上です。

**北村博司議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

回収機構のね、いわゆる請求書というのですか、見ますとですね、32件委託したわけでしょう。1件につき14万円要るわけですよ、そうでしょう。それで回収した額の10%を回収機構が持っていく、これ25年度の予算にも入ってます。だからこちらのやつもですね、8件でしょう。8件掛ける14万円、8件の回収機構が回収したのは10%回収機構持っていくわけでしょう。非常にもう悪いシステム、県がつくってきておるわけですよ。

それでその町民がですね、憤りを感じておる。その辺のとも説明してもらわんとですね、このいわゆる1,112万2,000円になった算式ですね。足し算、掛け算、引き算の。今言うた 500何十万円の件数、回収機構にも払わんならんでしょう。払った残りをこっちへきておるわけでしょう。それあとでくださいよ。その答弁だけ、回収機構に払っておるでしょう。

北村博司議長

税務課長。

服部峰穂税務課長

わかりました。回収機構に払ってある金額のほうですね、あとでお渡ししたいと思えます。以上です。

北村博司議長

それでよろしいんですか。瀧本君、特にもう1回。

5番 瀧本攻議員

町長、こういう状況ですので、あなたもこの前のときに、町長もね、やっぱりこの点についてですね、14.5%と、私もこの前電話いただいたんや。やっぱり血の通った行政をせんとですね、14.5%払った人はですね、一番払っておるんや、払える人は。滞納しておって、正規に払っておる人よりもよ、払わんとどこそにおる人は払わん、その不公平感をですね、税務課が追求するわけですよ。だから、この辺のところ頭に置いてですね、行政していただくようお願いいたします。

北村博司議長

答弁求めておるんでしょう。あんまり要望はせんといってください。

ほかに。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、議案第21号についての質疑を終了いたします。

---

## 日程第22

北村博司議長

次に、日程第22 議案第22号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第23

**北村博司議長**

次に、日程第23 議案第23号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を許します。

（ 発言する者なし ）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第24

**北村博司議長**

次に、日程第24 議案第24号 平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

### 日程第25

**北村博司議長**

次に、日程第25 議案第25号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第26

**北村博司議長**

次に、日程第26 議案第26号 平成25年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

本件につきましては、最初に8ページの債務負担行為から39ページまでの歳入についての質疑を行います。

歳出につきましては、40ページの議会費から69ページの民生費まで、さらに70ページの衛生費から97ページの土木費まで、次いで98ページの消防費から131ページの給与費明細書までに分割して質疑を行います。

それでは、最初に8ページの債務負担行為から39ページまでの歳入についての質疑を許します。

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

まず20ページ、体育施設使用料の中に、大白公園多目的グラウンド使用料ということで、1万円入っているんですけど、これ大白公園多目的グラウンドというのが、今後、指定管理になっていくのかどうか、まだはっきり確認はとってないんですけども、今後、どのようになっていくのか、そのうえで1万円入ってくるということなのか。町はどういうふう  
に絡んだうえで、この1万円が入ってくるのかについての答弁を求めます。

2点目、21ページの総務手数料の住民課の部分で、住基カード手数料というのがあるんですけど、今の実績についてわかりましたら答弁を求めます。以上2点についての答弁を求めます。

**北村博司議長**

生涯学習課長。

**松島保秀生涯学習課長**



20ページの大白公園多目的グラウンド使用料の1万円なんですけども、現在ですね、県と町がですね、管理許可を受けて大白公園多目的グラウンドの管理運営をしていくということで、協議を進めております。県から管理許可を受けるということで、話を協議を進めております。以上です。

**北村博司議長**

住民課長。

**世古雅則住民課長**

失礼いたします。住基カードの実績でございますけれども、2月末現在でございます。海山区では22件、それから長島区のほうでは23件ということで、全体では45件の住基カードを発行いたしております。以上でございます。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

それでは1点目の大白公園多目的グラウンドなんですけども、今の課長からの答弁でしたら、県から受ける部分ですね、グラウンド部分だけですか。その部分について、全体をどうやって受けていくのか。あとほかの部分についてはどうなっていくのか。また供用開始はいつごろになる予定なのか、そこら辺のところ、大白公園、で、今回の条例には大白公園は入っていませんよね。その点については今後どうなっていくのか、その点について再度答弁を求めます。

あと、住民課の住基カードについては、21件と23件ということでしたんですけども、それは、大分前からこれ住基カードしていますけど、傾向としては枚数増えていっているのかなんですか。それともそんなに変わらず移行しておる、22、23というのが以前からの変わらない数字ということですか、その点について再度答弁を求めます。以上2点です。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

実はですね、大白ご存じのように、ちょっと建設のほうがかかわっておりますんで、私も一緒に県との交渉ということで入っておりますんで、少し私のほうから経緯説明させていただきます。今、県のほうはですね、レク都市開発のほうに、指定管理しております。そういうなかで料金のとれるところ、今度の大白公園のグラウンドですね、グラウンドの

中だけを、紀北町に管理許可をお願いできませんかということ、県に申請をしております。その申請の中で、県のほうへ申請しまして、その中で料金等を設定して、県の範囲の中で料金設定をさせていただいて、そこでとらさせていただくという形で、ほとんどが海山グラウンド、町の施設と同じような、なぜかという、これスポーツ交流の推進ということですね、指定管理者にお任せすると、やっぱりその中で使用料と維持管理費を合わそうとする、無理な金額設定をしますと、私も各種スポーツ団体から使いやすい、大白グラウンドにしてくれということがありますので、今、レク都市開発の指定管理から大白公園のグラウンド内だけを、管理許可という形で抜いてくださいと。そういう申請を今、県のほうにしているところでございます。

それで、供用開始につきましてはですね、5月の連休明けぐらいになるだろうと伺っておりますので、今のところまだ県から正確な供用開始の時期というのはですね、伺っておりません。

#### **北村博司議長**

生涯学習課長。

#### **松島保秀生涯学習課長**

先ほどですね、条例のことを言われたんですけども、大白公園はですね、県の県営の施設ですので、町の条例で使用料を謳うことはできません。好ましくないという判断で、条例は今回あげません。そういう判断でさせていただきました。

そして、あと多目的グラウンドほかにですね、トイレ、駐車場、サブグラウンドがあるんですけども、これは指定管理者の熊野灘臨海都市公園のほうで、管理していくことになります。以上です。

#### **北村博司議長**

ちょっと生涯学習課長、先ほどの町長の答弁を繰り返しておるといって、訂正しておるような答弁ですが、ちょっと、なんですかね、理事者はちゃんと、これ統一してください。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

どうも私の説明させていただいたのは、かみ砕いて説明したように思いますが、レク都市はですね、以前は町で大白のほうだけ管理しておりました。そういう中で、レク都市のほうで長島のほうも全部、そういう中で、その浄化槽とかですね、東屋とか、いろいろなものがそのレク都市のほうでされるという深い説明をしたという、こういうご理解をいた

だきたいと思います。

**北村博司議長**

住民課長。

**世古雅則住民課長**

住基カードの発行枚数でございますけれども、これは15年当時から始まっている制度でございまして、今現在ですけれども577の有効のカードがございまして、これにつきましては年々、若干ではございますけれども増加してきておるといような状況でございます。以上でございます。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

大白公園の件なんですけど、再度答弁を求めます。

これは町長も言われたようにグラウンドのみの管理許可を、三重県のほうでしていく予定だということなんですけども、その料金設定ね、答弁でも言われたんですけども、統一性もあるし、ほかのグラウンドとのね、同じような金額でということだったんですけども、また、課長答弁では、県に縛られて、条例としてはつukれないということなんですけども、どっかでその規定を決めていかなあかんのじゃないんですか。そこら辺のところを条例について、大白公園グラウンド使用料とか、そういうところで、どっちにしたって設定はしていかなあかんと思うんですけども、その設定の仕方をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

おっしゃるとおり設定はですね、県との契約の中で、その金額設定をさせていただきまして、先ほど申し上げたように設定の内容といたしましては、海山グラウンドと今回統一するようにしました。町ですね、設定料金を県に申請させていただいて、県のほうで申請させていただく、ですから、利用していただくときは他のグラウンドと同じ条件、いうたらこの条例のような使い方になるかと思っております。

**北村博司議長**

ほかに、玉津議員。

## 8番 玉津充議員

17ページの地方交付税についてお伺いします。地方交付税がですね、1億1,200万円の減額です。先日、財政課長のほうから2.8%下がったという説明がありました。これはですね、これで国のねらいはですね、先ほど樋口議員からも質疑あったように、地方公務員の給与の引き下げがねらいだということだと思んですが、先ほど国家公務員と紀北町の職員との比較、ラスパイレス指数というのですか、これが104.8%だということで、国の水準を上回っておるといことなんですが、ここのその2.8%の減額のうちですね、その部分に当てはまる金額というのはいくらなんでしょうか。

## 北村博司議長

財政課長。

## 工門利弘財政課長

普通交付税のですね、積算の仕方についてちょっとお答えさせていただきます。地方財政計画というのがございまして、地財計画と申しますが、それではですね、国の出口ベースで約4,000億円ほどですね、3,921億円なんですけども、この額が2.2%にあたる額が減となっております。これにつきましては本日の新聞でもですね、昨日閣議決定されたということで、もう確定の数字なんですけども、これを受けてですね、紀北町においても2.8%の減というふうにさせていただきました。

そして、この国の4,000億円の中にはですね、地方が国と同じように、同じレベルに給与を削減するという意味といた、そういう意味合いも入っておりますので、私どもその地財計画に基づいて、この普通交付税を積算したということは、その部分は入っておるといこととございまして。そしてそれに当たる額なんですけども、あくまでも試算でございまして、私どもとしては6,300万円ほどというふうに見込んでおります。

それでですね、それ以外にもですね、その4,000億円の部分以外にもですね、事業費補正というのが交付税の積算の中にはございまして、その部分でですね、かつての事業で返済が終わったと、そういう部分もございまして、そういうのも含めてですね、積算をいたしております。以上でございます。

## 北村博司議長

玉津君。

## 8番 玉津充議員

わかりました。それでですね、この給与の件のその今後の進め方というのは、先ほど樋

口議員に対する答弁で伺いましたが、この引き下げの対象ですね、この対象は職員なのか、管理職なのか、トップも含めてなのか、その辺のことを教えていただけますか。

**北村博司議長**

総務課長。

**堀秀俊総務課長**

一応、地方公務員についてということなんで、管理職も職員も、もちろん含まれるんですが、特別職についてはですね、それも含めてその市町の判断ということになります。減額する、せんというのも、最終的にはその市町の判断ということになろうかと思えます。

それと、ラスパイレス指数、先ほどちょっと樋口議員の中でちょっと言葉足らずだった部分があるんですが、国が7.8%の給与を全体として減額をしているということなんですが、国の要請としましては、先ほど言いましたように104.8という、4.8オーバーしておるということになりますんで、そこをまず減額の対象と考えられたいということでありまして、あと手当等についても国の基準をとということになるんですが、さっきも申しあげましたように、それにつきましては近隣の状況等ですね、早急に判断いたしまして、検討いたしまして、対応していかなければならないというふうに考えております。以上です。

**北村博司議長**

玉津君。

**8番 玉津充議員**

対象は地方公務員の職員ということですね。管理職も含んだという意味ですね。

あとトップということがあるんですが、それについてはちょっと今の回答ではわからななだんですが。

それと、もう1つですね、これ先ほどから言うと首長の判断ということで、尾上町長の判断になるわけですね、町長。これですね、新聞紙上でもにぎわしておりますように、引き下げによってですね、地域経済への影響もあるでしょう。また据置きした場合はですね、この交付税減額分の住民サービスや建設的予算へのですね、影響が懸念されるわけですが、町長としては今のトップも含めてですね、どのような処置をとろうとしておられるのか、わかっておればお聞きします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

これは基本的には町村会でもですね、反対をしましてまいりました。退職金も含めて。そういうことですから基本的にそういうことなんです、町村会のほうで退職金につきましてはですね、決まってきたという話でございます。そういう中、職員、特別職、議員の皆様もですね、一緒なんですよね。ですから、そういったものは今後ですね、我々職員が踏まえる中で検討していかなければいけないなということでございます。はい。

訂正です。先ほど町村会と言いましたが、市町総合事務組合です。申し訳ございません。

#### 北村博司議長

瀧本君。

#### 5番 瀧本攻議員

また税のことで。12ページのですね、個人の延滞繰越分、これ課所別ではですね、8,884万円掛ける23%で、1,840万円入ってくるようになっておるんですね。これ23%掛けると2,000万円超えていくわけですね。この辺のことが1つ。

それから、下のいわゆる法人税についても589万5,000円で、20%で100万円、厳密に言うと110万7,900円、この辺の件と。

それから、28ページいいですね、議長。28ページの徴収委託金ですね、県に徴収委託金で2,510万9,000円、これの根拠が4,523万8,000円に対して、これ県に払うわけですか。県からもらうわけか、これ。ということと。

それから、32ページにもやはり町税の延滞金の1,181万4,000円あるわけですね。これの根拠ですね。課長初めてなられてあれですけども、この辺のところをご答弁いただけますか。

#### 北村博司議長

税務課長。

#### 服部峰穂税務課長

まず、個人の滞納繰越分1,840万円なんです、徴収率23%ということを出しておるんですけども、25年度の見込みからですね、課税標準額のほうを出しまして、それに徴収率6%掛けましてですね、ちょっとここには入ってないんですが、それに徴収率の95%を掛けて算出しております。すみません。11月末の実績27.89%なんですけども、それをもとにですね、徴収率を23%と見込みました。

#### 北村博司議長

いや、課長、これにならんというご質疑なんです、23%だったら1,840万円じゃな

いでしょうという指摘なんです、その辺どうなんです。

#### 服部峰穂税務課長

前年度の未納の額ですね、8,884万円に、徴収率23%掛けまして、さらにですね、調整率のほうを0.9 掛けて算出しております。ここに調整率ちょっと入ってないんですけども、安全率という形で0.9を掛けさせてもらっております。

続いて、法人税のほうなんです、前年度の未納額589万5,000円に徴収率20%を掛けまして、さらに同じく調整率という形で0.9を掛けて算出しております。端数のほう出るんで、106万1,000円になるんで、これを端数を削りまして100万円として計上させてもらいました。

28ページの総務費委託金の中の徴税委託金、県民税徴収取扱委託金なんです、これについてはですね、納税義務者、県民税のほうも一緒に集めておりますので7,609名という形で、1人当たりは3,300円が交付されておりますので、それに基づいて計算しております。

続いて、32ページの19款・諸収入のところの第1項・延滞加算金及び過料のところの延滞金ですが、24年度の見込みにですね、0.6を掛けて算出させてもらいました。以上です。

#### 北村博司議長

瀧本君。

#### 5番 瀧本攻議員

これね、非常にこの予算を見るのは難しいんですね。一方的に私は聞くわけです。昨日と28日と、課所別明細書には書いてあるんですよ。0.9書いてない。お宅らはわかっておいて私はわからんのか。課所別明細書ですね、いわゆる28ページに書いてあるでしょう。ここに23%掛ける0.9って入れなあかんでしょう。お役人さんのやるね、その算出の方法というのはね、我々民間人とちょっと違うんさ、私ら民間代表やからね。非常にその不親切ですわ。

0.9はわかりました。だけどこれあくまでも見込み額であって、県へ委譲するとか、しないとかの問題も出てくる。町長はこういうことの見込みについてですね、アバウトに考えておられるわね、これアバウトやね。前年度に、景気が段々悪くなる。税収も減ってくる。不納者も増えてくる。アバウト的ないわゆる収入の予算じゃないの、これ、税収については。

やはりその行政というのはですね、ほとんど税収によって基礎されて、あといろんな算

式があって交付税が算出されるわけですね。それは財政需要額、財政供給額で、75%ルールもあるし、あまりにもちょっとそのアバウト過ぎるんじゃないかなと私は思うんです。0.9というのは、これアバウトな数字を掛けてあるわけでしょう。それを税務課長は掛けたやつを、結局、執行部である、いわゆる町長ほか副町長、総務課長がこれを認めたわけでしょう。その辺の見解の答弁をお願いいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員、おっしゃるように安全率とか、そういった掛け方でやっているのも事実でございます。しかし、その辺の裏づけとなるのは、今までの経年のもので、前年、前々年等を踏まえて、またやっておりますので、ご理解いただきたい。ただ、不親切というところ、こちらの予算説明会のほうですね、この資料にやはりそういうこときちっと明記するべきだと思います。はい。

**北村博司議長**

ほかに、質疑ありませんか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、歳入等の質疑を終わります。

次に、歳出40ページの議会費から69ページの民生費までの質疑を許します。

どうぞ、玉津君。

**8番 玉津充議員**

42ページのもので、共済費、これの右側ですね。職員人事管理事業ということで、これ人事評価導入支援委託料として234万円というふうに説明を受けました。これについてですね、この人事評価という、どのような人事評価の支援なのか、それから現在のですね、やり方はどういうふうに行っているのか、それについて伺います。

**北村博司議長**

総務課長。

**堀秀俊総務課長**

人事評価システムについてのご質問に、お答えしたいと思います。

人事評価につきましてはですね、現在、勤務評定というような呼び名をしておりますが、



これ地方公務員法、まだ改正はされていないんですが、やがてその人事評価の導入が進められてくる可能性が高いということもありまして、23、24ぐらいからですね、やっぱり勉強始めていかないかんということで、一般的な評価とは、人事評価というのはどういふものかとか、評価する場合のちょっとした研修、とっかかりの研修を2年ほどやってきまして、今年ですね、その評価システムのシステムを形づくろうと、検討委員会とかですね、これいろんな町のひな型等もあるんですが、やっぱりその町その町の独特な部分というのにも加味されるべきでありますんで、そのコンサルをはめましてですね、その検討委員会とともに、どういふやり方で、どういふ評価をやっていけばいいのかというシステムを、まず今年つくる費用、先ほど議員が言われた金額はその費用でございます。

来年もですね、金額200万円程度、細かい金額はちょっと忘れちゃったんですが、を掛けてまして、その試行のような格好ですね。研修も含めて試行のような格好をして、そのシステムをまた見直すという格好を考えております。そして27年から正式な導入に向けていきたいと、やる中でですね、やはりもう少しこうシステム自体も検討が要るとか、試行ももう少しすべきだとかという、若干の変更というのはあるかもわかりませんが、今のところですね、そういう法の改正文を見ながら、27年度に本格的な評価を開始したいという計画でもって進めております。以上であります。

#### 北村博司議長

玉津君。

#### 8番 玉津充議員

この人事評価というのは、非常に難しい面があるんですけど、このシステムを導入することですと、あくまでこの人事評価のですね、評価のシステムを導入して人事評価すること自体が、これ目的じゃないと思うんですよ。これを生かして、どのように活用していくのか、お金をかけてやることですから、その結果をですね、どのように反映して、どのように活用していくのか、その辺についてお伺いします。

#### 北村博司議長

総務課長。

#### 堀秀俊総務課長

言われましたように評価、人の評価というのは非常に難しいものがございまして、特に実用的な商売とか何かの評価ですと、その売上とかそういうものでこう計れるんですが、行政のほうの評価といいますと、非常にポジションによってもいろいろ違いますし、そこ

のところはいろいろな基準でもって見ていこうということなんです、やはりそれは一遍にはそこまでいかどうかわかりませんが、昇給とかですね、昇格のことを、ある種、絡めながらということなんです、議員言われるように、そのこと、そのものじゃなくてですね、やっぱり行政としての質を上げるといいますか、お互いのモチベーションを高くして仕事にあたると、そして住民に対して接していくべきであると、そういうことをですね、やはり一人ひとりが自覚して仕事に向かえるようにということで、非常に難しいシステムであるんですが、やっぱりそのところをですね、お互い自覚しながらやっていかないと、やっぱり駄目なのかなというふうにちょっと考えております。以上です。

**北村博司議長**

玉津君。

**8番 玉津充議員**

先ほども申し上げましたように、非常にね、3年間にわたってお金をかけて導入するものですから、是非ですね、その活用をしっかりと生かしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**北村博司議長**

総務課長。

**堀秀俊総務課長**

議員、言われるとおりですね、お金もかけてやることですし、ちょっとこれを導入する、しようということには、やはりアンケート、職員のアンケートも取りましたし、多少の勇氣というのはやっぱり要ることとして、ほんまにお互いの職員が職員を評価できるのかとか、いろんな基本的な部分でございました。ただ、やっぱりそれで尻込みしていつてはいけないなということでありまして、今、議員がおっしゃられた意味合い、十分胆に命じてですね、そういうシステムについて真剣に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

**北村博司議長**

ほかに、ご質疑ございますか。

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

60ページまでですか。69ページまでですか。ちょっと多岐にわたるんで。

まず42ページの職員人件費37名分で、この課所別説明書では、時間外手当が2,200万円

あるわけですね、2,200万。こんなことするんやったら、嘱託の方を8名雇ったほうがええと私は思います。これが1点。

それから、海山総合支所のですね、4,836万5,000円ついてますね。これのいわゆる、これは47ページですね。そのうちの改修工事に3,577万円、これはどういうことかということとです。

それから、次いで48ページの先ほど税金のですね、過誤納付したやつを、ここでも656万7,000円、過誤納付をもうこれ済ますようになっておるわけですよ。25年度で過誤納付せんならんと、この辺のいわゆる考え方。

それから、51ページにですね、また同じくですね、町税課税徴収で438万8,000円あるんですけども、これはあそこへ三重整理回収にかけたとしたら、実質、町の入ってくる金は、これ50万8,000円しかないんさね。以上の点をお答えいただきます。

#### 北村博司議長

総務課長。

#### 堀秀俊総務課長

まずですね、最初にお尋ねの42ページの職員の人件費のところ、ここは総務課、総務室、危機管理、財政、企画、出納と、そして37人分のそれぞれの科目でですね、ご承知のとおり人件費のところを計上してございます。給料ですとか、手当のところ。ただ、議員言われましたように時間外勤務手当のところは2,028万7,000円、これはですね、全職員分といいますか、特別職除いて181名のうちの対象となります、時間外対象となる133名分をですね、ここでまとめて計上しておりますので、大きな金額になっております。そういうことをちょっとご理解いただきたいと思います。

嘱託職員を雇ったほうがというお話でしたんですが、多分、この37名に対して時間外がこんだけ要るんかというふうにお考えになられたのかなというふうには、そんなふうにはちょっと私とりましたので、そんなふうに感じましたのですが、一応そういうことでございます。

#### 北村博司議長

財政課長。

#### 工門利弘財政課長

47ページのですね、海山総合支所管理事業についてお答えいたします。

この4,836万5,000円のうちのですね、工事請負費につきましては3,577万円でございます。

す。そのページの一番下の15節の額すべてでございます。そしてその内訳なんですが、海山総合支所のですね、庁舎へ非常用の発電設備設置工事として2,483万5,000円を計上しております。

そしてもう1つですね、支所のですね、別館2階のフロア及びトイレの改修、それからですね、旧海山町役場のときから使っておった浄化槽がですね、大変老朽化しております。それも含めまして、こちらの費用がですね、1,093万5,000円を見込んでおりまして、合わせて3,577万円の予定としております。以上でございます。

#### 北村博司議長

税務課長。

#### 服部峰穂税務課長

まず、48ページの諸費のところの町税過誤納付による歳出還付金なんですが、過去4カ年度のですね、平均を出しております。どのような形でこのような過誤納付が出るかといいますと、全税目共通なんですけども、二重納付による過年度の還付金、それから個人町民税でいいますと、税務署のほうにとかですね、所得の更正等を出したときによる、還付金のほうが発生します。あと法人町民税のほうなんですけど、これについては予定納税がありまして、確定のときにマイナスが出る場合還付金が生じまして、過年度の還付金となります。

固定資産税の場合は、町のほうの課税誤りとか、償却資産の減少等による還付金、そして軽自動車につきましては、廃車のほうですね、遡って廃車が認められた場合に過誤納付金として還付金が発生します。毎年大体500万円前後の過誤納付金が出まして、過去4カ年のですね、平均を出しております。

続いて、51ページのところでですけども、賦課徴収費の19節・負担金補助及び交付金のところなんですけど、この一般負担金の5万円ですけれども、よろしいでしょうか、説明のほう。負担金261万2,000円を払って、町のほうに幾ら返ってくるかというところなんですけど、この負担金のほとんどがですね、管理回収機構への負担金でありましてですね、現在のところ、25年1月分なんですけど、本税のほう、先ほども説明しました、8件で241万4,616円、延滞金158万3,700円、合計400万1,036円が返ってきます。以上です。

#### 北村博司議長

瀧本君。

#### 5番 瀧本攻議員

総務課長、あのね、僕は133名でもね、課所別のね、説明をしてましたよ。平均でよろしいですから、1時間あたり幾らぐらいの時間外を出すのか。私はね、やはり雇用の場がないんだから、残業なしにしてですね、いわゆる8名ぐらいやったら雇えるね、これね、臨職。1時間当たりの単価はいくらかということをお尋ねいたします。

それから、先ほど税務課長ね、ほかのこと答えたらあかんわさ。僕は438万8,000円の徴収税に対して、これ県にですね、負担金と256万2,000円を払わんならんのでしょう。そうすると、これ県のいわゆる整理回収に払わんならんのでしょう。それを言うておるわけですよ。

それで過誤納についてはですね、それは確定申告の間違い、予定納税もある。法人の場合ね、予定納税した。しかし、次の決算で赤字、減資した。戻してもらわんならん。そうするとね、過誤納にした場合はですね、5%掛けて戻さんならん。そうでしょう。とるときは14.5%でもうて、14.5%も返して、それから5%も戻さんならん、19.5%戻さんならん。そのことを僕は言うておるわけです。

#### 北村博司議長

税務課長。

#### 服部峰穂税務課長

答弁のほうすみません。勘違いしておりました。先ほどの金額については、当初予算という形で25年度の予算なんですけど、23年度の決算見込みでですね、ほぼ例年予算額としては同じなんですけど、税務のほうで徴収している金額ですが、14億9,600万円ほど集めております。

それから、先ほどの延滞金なんですけど、これについてはですね、国のほうで定められた延滞金の税率によって定めておりますので、町のほうでそれを減額するということとはできません。以上です。

#### 北村博司議長

総務課長。

#### 堀秀俊総務課長

瀧本議員の先ほどのご質問なんですけど、申し訳ありません。全体ですとね、1時間の平均というのはちょっと手元にございませんで、ちょっと計算をまたしましてですね、あとでお答えさせていただきたいと思います。少し時間をいただきたいと思います。すみません。申し訳ないです。

**北村博司議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

最後に町長に言います。これ調定するのに見直しでやったわけでしょう。私に言わしたら非常にずさんや。それでもうヒイヒイ言っておる町民の方に 14. 掛けてやっておる。私もこの前電話、全然知らないで人に電話いただいたんや、もう怒りに変わってきておる。だからもうちょっとですね、町長が最終的に決断しておるわけで、このことはわかっておるわけでしょう、全部。0.9にせえとか指示があつて、それに対する行政としてのですね、いわゆる税の徴収に対する基本的なスタンスですね。どういうふうを考えておるの。14.5はわかっておるよ、私は前回も、愛知県なんかやってないでしょう、名古屋市なんか。それは和歌山県やっていますけどね。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

基本はやっぱり税とかですね、公共料金等は公平公正で、やっぱりすべての皆さんに納めていただかなければいけないという考え方で、税の徴収は行っております。

それと、いろんなことで、答弁とかですね、我々のやり方にもいろいろとご不満等も私も直に伺ったりもしておりますが、それらについてもですね、お話すれば理解できる部分もございますし、そういうことも私もさせていただいたようなこともございます。ただ、真摯にですね、やっぱり考えて、税金も公共料金もなんですが、いろいろな立場でそういう払えない方もいるが、そういう事情を十分考慮したうえで、税の公平性に基づいて徴収はすべきだと考えております。

**北村博司議長**

よろしいですか。

---

**北村博司議長**

昼食のため、午後1時05分まで休憩いたします。

(午後 0時 01分)

---

北村博司議長

それでは、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 1時 05分)

---

北村博司議長

最初に、総務課長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

堀秀俊総務課長

すみません。午前中ですね、瀧本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

時間外手当ですね、職員の1時間当たりの平均単価でいくらになるのかというご質問でございました。計算しましたところ、平均にしまして2,100円になりますので、ご報告をさせていただきます。以上です。

北村博司議長

それでは、午前中、69ページの民生費までの発言を、質疑を許しておりましたが、引き続いて、川端君。

15番 川端龍雄議員

49ページの地域振興費の13節の委託料の中身の内容ちょっとご答弁お願いいたします。

北村博司議長

企画課長。

脇博彦企画課長

地域振興費、13委託料1,144万円の内訳としましては、設計費881万4,488円、地質調査費262万5,000円であります。

すみません。紀勢自動車道地域振興施設の建物の設計費です。

北村博司議長

設計費は880万円で、あとは地質調査ということやったね。

脇博彦企画課長

1,144万円の内訳が紀勢自動車道物産販売棟施設の実設計の委託料でございまして、内訳としましては設計費、ごめんなさい。紀勢道地域振興施設の実設計費881万4,488円、

で、地質調査費としまして262万5,000円でございます。

**北村博司議長**

川端君。

**15番 川端龍雄議員**

物産販売施設コーナーも入るわけですね。

先日ね、この全協でも課長は説明というんか、我々は朗読に近いような、説明までなっていなかったけどさね、聞きましたんやけど、やはりこのしっかりした説明をしてないわけですね。こちらから言うたら乱暴というんか、唐突なこのあれで、いきなり販売施設、物販、販売ですね。防災施設、このバックアップオフィスとか、これはトイレとか何かはね、これは当然我々も理解できますんやけど、この販売施設に関しては、近隣のところからもいろんなそのデータが示してもらえてないし、それでいきなりこういうことをして、町長、またこの今後、この販売、物産のことに対して、皆さんとさね、設計そのものより今度いろんな進める場合は議会に理解を得て、進めるというんか、これで突っ走るというんか、町長、もう一度この議会内に、皆さんに理解を得るような話、この決まるまでにするようなお考えあるかどうか、これも町長にお尋ねいたします。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

先だってですね、報告会を開かせていただきました。全協という形で、これはもう24年度の当初に認めていただきまして、この地域振興施設と、それから温浴施設を2つ検討させていただきますということで、予算を認めていただきまして、その1年間検討したものを前回の全協で説明をさせていただきました。経緯といたしましては、そういうところでございます。

また、そういう中でですね、我々といたしましては、国交省、それから商工会や各地域の、この間もちょっと説明させていただいたんですけど、データ等もとったうえで、こういうものの規模がいいんじゃないかということをしちつとですね、検討いたしまして報告はさせていただきます。それで報告をさせていただいたあとで、結局、この本定例会にその設計費と地質調査費をあげさせていただいたような次第でございます。

このバックアップオフィス等の話をするとき、三浦地内における休憩施設の中へそういうものをつくりたいというのは、常々事あるごとにいろいろなお話も出てまいっており



ました。そういうことで、以前の質問の中でもそういった搬入路はできるのかというような質問もですね、いろいろいただいていたように記憶しております。そういう中で、我々としては国交省と協議しながらですね、この国交省に対しまして、我々が商工会やいろいろな地域、マンボウ、道の駅海山、それから近隣のそういったPAも調べさせていただいたものを協議して、トイレとか駐車場を増やしていただければありがたいということも協議したうえで、示させていただいたのが先だったの、あの計画書でございます。

ですから、そういった流れの中で、あのときも少しご説明させていただいたんですが、国交省の流れの中で、私はこれをつくっていければなということでございまして、25年度に国交省が整備するという方向性はもう以前からありますので、その25年度にこの国交省の整備に沿ってですね、我々としてはこの設計費をあげさせていただくことによって、皆さんと詰めていろいろな設計の中で、段階で詰めて、皆さんにもお示しさせていただいて、それから、できれば26年度で予算をあげていきたいと、そのように計画をいたしております。

#### 北村博司議長

川端君。

#### 15番 川端龍雄議員

国交省の件はね、これはもちろん反対するというわけでもないんです。物産販売コーナーはこの突然というんか、その表に出てきて、この前の説明でも初期投資で3億某、これへ15年で2億5,000万円、またそれを8年しとったら4,000万円のいろんな改修というんか、修復工事、15年したらまたそれかけたら、また4,000万円から5,000、6,000万円したら、2億5,000万円プラス1億円、それへ当初予算を算出するとさね、5億円から6億円その金要るわけやさな、物産のあれに。

そうなると、それだけの、果たして、その採算が合うものかと、やはりこれは私はまだ確認はしてないけど、噂ではやはり今の奥伊勢のほうでも大変厳しいということも聞いてますしさね、町長は、それをすることに対しては重大な責任を持って、これ覚悟を決めてせんらんとお思いますけどさね、そういうような確信があるのかと。で、もしも、このそれまでにこの議会の最終日までには、その奥伊勢のいろんな決算というんか、今の経営状態の、私は議長にお願いして資料を、提出をしていただいて、判断材料にもなりますしさね、そういうことも含めて町長、これでこの後、全協とか何かを持ってさね、再度説明する機会は考えてないか、その点を町長のお考えをお聞きしたいと思います。

## 北村博司議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

採算は合うのかということなのですが、一応各そういったマンボウとかですね、もちろん道の駅、それから奥伊勢もある程度聞かさせていただきました。そのうえでの積算でございますので、それをより頑張ってください、売上も上げていただきたいというようなことで、ございます。

それで、こういった販売施設のことはですね、折々いろいろ三浦の休憩施設ができるきにも、いろいろな話の間には出ていたと思います。それで私としては、今、あのときも説明をさせていただきましたが、高速へ約半分の車が逃げていきます。そういった中で、我々としてはそういった逃げる車ですね、皆さんのものをどうやって誘客する、こちらへ紀北町へする、それからもう必然的に上を通ればですね、売上も減ってまいります。例えばですね、道の駅海山、マンボウが4億円あったとします。車の交通量が必然的に半分になれば、やっぱり売上の的には大変厳しくなろうと思います。

だから、その2億円、半分ということでも、買われる方はもっと率が高いと思うんです。そういった中で我々としたらやっぱり高速を通る方に対して、そういった代替的な部分、その減った分をどっかでその物産等をですね、やっぱり売っていかねばいけないし、発信していかねばいけないということで、収益性はもちろんですが、行政がやるものにとってその会社というか、組織1つのもので、収益性ができるかどうか、行政がやる中では収益性と公益性というものがあろうかと思えます。その公益性の中では地域振興、まさにこの名前のおりなんです、そういったものをどうやって観光交流の促進とか地場産業とか、雇用の促進、そういったものにつなげていくかという努力をすることによって、その収益性の中である程度ギリギリであっても、その部分で地域の振興ができると、そういったものの民でできないことがありますから、公でやらねばいけない部分もあると、そういうことがあります。

ですから、そういうもんで今回予算として出させていただいたんですが、議員おっしゃるような採算性のですね、データは個別の部分がありますので、なかなかAとかBとかCとか、今回お示しさせていただいた、議会のほうへ配らせていただいたのにも書いてあるんですが、なかなか個別のものをすべて出すというわけにはいきませんので、その辺はご了承いただきたい。それらをいろいろと統合したうえで、この計画書の中へ収支的な

ものを書かさせていただいているということで、ご理解願いたいと思います。

**北村博司議長**

先ほど川端君、全協ね、議会側に要望するあれはあるかということですが、町長。

**尾上壽一町長**

これらを詰めていくうえでは、もちろん紀北中のときにもそうだったですが、コンペとかそういったものやってきました。ですから、当初で出させていただきながら、それらのことをですね、十分どういった特徴のあるものをつくるかということは、議員の皆様にも示させていただく予定でございます。

**北村博司議長**

いや、町長、今定例会中に全協を開く考えはあるかと言っておるんですがね。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今のところは、この間説明させていただいたのがですね、収支のいろいろなところのものをとったうえでの見込みでございますので、あれが我々の出した資料だご理解いただきたいと思います。したがって、議員の皆様がですね、再度全部やれって、出せない部分もございますし、あれがトータル的にしたものを示させていただいたものですので、それ以上は難しいのではないかと思うんですが。

**北村博司議長**

川端君。

**15番 川端龍雄議員**

私個人だけのこれ考えなんですわ。議員の方ほとんどというか、私知っている限りはほとんど説明不足というんか、今のバックアップオフィスとかトイレとか何かは皆ほとんどの方はそれは理解できると、その物産販売コーナーに関しては、やはりまだそんだけの皆さん、私は皆さんにある程度聞いておるのは、もっと全協で詰めて、やはりある程度、これやったら賛成できるなというふうなことまでも、やはり少し2時間あまりの町長のね、全協でさね、一方的にいきなり資料出して課長が朗読して、それから質疑もありましたけどさね、質疑も完全に皆さん言い終わったというような状態じゃなかったですわ。

それですぐこれ予算に計上して、ちょっと乱暴というんか、唐突な今回の計上でしたのさね、やはり町長は何でこの全協開くのが、これだけやなしに、いろんな問題に、いろんな今までの今回の案件に関しても、議員との協議の場を持とうとしないというのがさね、

私は大変残念で嘆かわしいような感じしてますんやけどもさね、もう一度聞きますけど、町長、これ何かもう1回さね、22日までの間にさね、やはり全協を開いて、本当に町長はそれを思っておるのなら、そのような気持ちで議員の不完全燃焼しているのやなしに、やはり堂々と意見も聞いてさね、それでやはり進めていくというような町長の考えを、是非していただきたいと思うんですけどね、この前は町長あれでちゃんと報告したというのなら、これは町長の考えですから、どうしようもないですけどね、我々はそういうようなふうに受け取っておりません。是非、再考するか、ご答弁もう一度お願いしたい。

**北村博司議長**

町長。

**尾上壽一町長**

先ほど申し上げたようにですね、我々としては出せる資料、コンサルからつくったものは皆出ささせていただきました。昨日でしたか、そういう中でさせていただきましたんで、私としてはもうあの中で、我々は議論したものをお示しさせていただいて、説明の中でも概要させていただいたんで、我々としてはこれを地域振興の整備事業のですね、費用を認めていただきまして、その費用の中でそういった物産販売についても、皆さんの意見を取り入れながら、1年間かけて、1年間というか、その設計の中でですね、やっていきたいなという思いでございますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

それとですね、一般質問の中でもいろいろな質疑、質問していただければですね、我々としても何ら隠すことはないんで、皆さんにいかがでしょうかねと、私のほうから問いたいと思います。

**北村博司議長**

川端議員は、全協を要求されておるわけですね。

これは所管する総務委員会でどうなりますかね。

---

**北村博司議長**

暫時休憩します。

10分間、1時32分まで。

(午後 1時 22分)

---

**北村博司議長**

それでは、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 1時 37分)

---

**北村博司議長**

先ほど川端君の全協を求める発言と、それに対する町長のご意見と、食い違うところもありまして、今、協議させていただきました。明日、総務財政常任委員会がこの問題を審査するというでもありますので、この定例会が終了後、早い機会に設計、今回の予算は設計予算ですんで、実施設計と地質調査費ですね。これプロポーザルで発注する前に全協を開きます。

皆さんの意見を十分聞いていただいて、それを反映する形で設計協議、プロポーザルに出していくということで、町長のほうのそれでご承知いただいたんで、これで今の川端議員がおっしゃった全協の件はちょっと、今定例会中はちょっと日程的にも厳しいものですから、そういうことでとりまとめさせていただきました。ご理解いただきたいと思います。

(「ちょっと説明わからんのやけど」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

この定例会が終了後、早い時期に、これ設計協議に出す予算ですんで、プロポーザルに設計協議に出す前に、全協を開いていただいて、皆さんのお考えを十分お聞きして、設計に反映していくと、できてからじゃなしに、設計ができてからでなく。

(「予算を認めるということやな」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

いやいや、それは、いやいや認められたらの話です。

明日、総務財政常任委員会の審査もありますんで、総務の審査も信頼していただくという部分でですね。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

**北村博司議長**

入江議員。

**6番 入江康仁議員**

いやいや今の、これね、テレビで皆町民の方々も見ておるで、誤解をしたらあかんから言っておくけど、一応この全員協議会を開いたのは確かに遅かったです。私もそのときには時期尚早やということは、意見言わせていただきました。それはなぜかというのは、やはり交通量もはっきりまだ出ておらんうちに、これは駄目だよ、まだと、だから今の予算は国交省との流れの中で、それでこれ3年ぐらい前やったかな、三浦のパーキングに関してはもう皆議員もそのときから協議に入っておるはずですよ。そうしてその中で、国交省は紀北町の要望をもってですよ、30台ぐらいの駐車場を50台に広げてくれたとか、いろんな討議に対しても紀北町が要望しておるから、広くしましよとか、いろんな要望があったわけでしょう。

その中で、その紀北町として、今回、国交省の工事の進行によってですね、これを紀北町としては再来年の開通までには、やはりここも予算をあげてもらわな、国交省としてはですよ、これはパーになったら国交省は今度は本庁の関係もあるから困ると、そんなんやったら元に戻しますと、そんなら今度はあとで予算、紀北町は付けても遅いわけでしょう。だから私は関連であとで質問したかったのは、要は予算は予算でこれもう平行していくと、しかし、その予算を認められた中で、今度はコンサルタント出したデータとか、通行量とかいろいろなものを見てですよ、それで町長の今度は我々も交えて全協でも何でもいいですけど、今の計画の物品の販売をですね、小さくするとか大きくするとかというのは、そこで調整したらええと思うんですよ。

要は、やはりこの予算を認めてから、その全員協議会終わって、聴かんのやったらいいです。終わってからまたどうのこうのって、そんなら仮にですよ、全員協議会で皆反対だということになったらこの予算使えん、今度は使わんのかということになりますよ。おかしな話や。

#### 北村博司議長

入江議員がおっしゃっていることを、今、私も申し上げたんですよ。

#### 6番 入江康仁議員

だから、期間内で全員協議会をして決を出すんをやけど、終わってからね、この予算が決まったのにですよ、仮に。多数決でもええわな。決まってからまた予算に関して審議するというのは全員協議会にしてもいかなもんかと思えますよ。

#### 北村博司議長

これは建設予算じゃありませんので、実施設計ですから、実施設計を発注する前に、例

えば議会の皆さんの多数の意見が、例えばですよ、物販止めておけというのやったらそうなるでしょうし、そのうえで設計を発注するということですから、ちょっと誤解のないようをお願いしたいと思うんですよ。

予算を認める、認めないは議員個々の議決権の問題ですから、決して皆さんに賛成を強制しておるわけでも何でもありませんし、明日、担当の常任委員会がありますんで、このまた議論も見守っていただきたいと思えますし、そのうえでですね、設計を発注する前に議会の皆さんの意見を聴いて、中身とか、今後の運営方法、どこにやっていただくかというのを含めて、皆さんの意見を聴いたうえで、町長側が設計協議を発注すると、これ設計協議ですね。ですから、長としての考え方を提案、出すわけですから。

#### 6番 入江康仁議員

要はね、その全員協議会を開いて、議会として、議員としてですね、何も手元にデータのないものをもって、どういうもの発注せえとか、こういうものせえとか言えます。私はさっき言うたように、コンサルタントの大体、来年の、再来年ですよ、これは今年度だから。再来年に実施するためには先に開通になるでしょう。そのときの交通の、半年でも3カ月でも開通してからの交通量のデータ見て話するのやったらいいですよ、物をもって。しかし、終わったあとですのやったら、前回開いた全員協議会と同じ議論になる。架空の中の話で、皆数字ですのやったら、それを私は言っておるんですよ。我々審議するための手元に何にもないもので、それやったら、前回開いたのと全く一緒ですよ。あのときにデータ、町から出したデータ、これ皆何やと、根拠ないやないかということと出したのと一緒ですよ。

だから、私はそれをしてから、必要ないように思います。現実にはそれを設計これだけ認めて、その出た、開通するんだから、来年のそれまではもう開通して、ある程度の実績、実際に走った交通量も出ますから、それを参考にしてやったら、どうですかと私は思う。

#### 北村博司議長

決して1回だけじゃなくて、何回でも開いてもいいんですよ。これはずっと今後運営していかならんでしょうから。1年、2年で終わってしまう事業じゃありませんので、入江議員のお気持ち、よくわかりました。それ当面、この定例会終わったあと、早い機会に全協を招集します。それでその皆さんの意見を反映する形で、プロポーザルの町は当然、規格をもってプロポーザル、提案を求めるわけですから、それまた入江議員のおっしゃる完成までにまたね、開通してからまた、当然全協は度々開かれるだろうと思えますんで、

ご了解をお願いしたいと思います。

それじゃ、ほかにご質疑ありますか。

奥村武生議員。

## 9番 奥村武生議員

48ページ、この積算、7月11日にですね、結審するわけですけども、この訴訟についてはですね、11日ですか、判決ですか。今この訴訟、そのあとどういうふうに展開するかわからん状況の中においてですね、ここでその訴訟費をあげる必要があるのかどうか。その判決が出た段階でやればいいのかというふうなことを思うわけなんですけども、それと関連してですね、521万2,000円ですか、このちょっと積算根拠を、ちょっと弁護士何人用なのかということ、積算根拠を知りたいです。

## 北村博司議長

水道課長補佐。

## 上ノ坊健二水道課長補佐

第1項総務管理費、第11の一般訴訟費であります。水道課所管の訴訟費としましては、水道関係訴訟事業として前年度と同額の521万2,000円を計上させていただきました。議員、おっしゃるようにですね、確かに判決によって変わってきますので、当初予算としてはあげなくてもというふうな考え方もですね、確かにわかるんですが、ただ、まだ7月11日に判決言い渡しというふうになりますが、それまでの間にですね、弁護士との交渉等いろいろ活動することもございますので、一先ず、前年度と同額をあげさせていただいた中で、判決を受けてですね、そのあと水道課としては補正をお願いしたいということでもあります。

それから、この予算の積算の内訳でありますけども、示させていただきますと報償費、ちょっと内数になるんですけども、まず報償費としては201万6,000円をみております。これは弁護士の日当で口頭弁論に出頭していただく県外の弁護士3名分と、名古屋での打ち合わせにかかる弁護士4名分の日当ということでもあります。旅費も一応115万9,000円ということで水道課分としては考えております。

これは口頭弁論や打ち合わせにかかる職員の旅費10万7,000円と、弁護士の旅費105万2,000円であります。それから役務費の手数料としましては157万5,000円をあげております。これは弁護士の間接手数料で1人当たり10万5,000円の5人分の計52万5,000円と、裁判が進む中で専門家の意見等が必要になったときの意見書作成手数料ということで105万円があります。使用料及び賃借料39万6,000円、これは弁護士との打ち合わせのために会議室



使用料と、高速道路通行料金で29万6,000円と、議員の皆様方にですね、口頭弁論を傍聴していただくためのマイクロバスの借上料4回分の10万円ということで、去年と同じ額を一先ず、あげさせていただいた次第であります。

#### 北村博司議長

奥村武生君。

#### 9番 奥村武生議員

住民の皆様はこの問題に限らずですね、こういうことがありましたよね。ある地区の私が非常に暗いので電灯の問題をいろいろ言いましたが、これはトップダウンでできないと、電灯料は地区の負担であると、そうするとその地区の人に、あのごく普通の人に聞きましたらですね、私たちはそういうことも含めて、税金を出しておるんですとおっしゃっているわけです。だから、ここまでですね、マイクロバスまで出して、なおかつ大弁護団を組んでまでですね、今の段階で。私はそこまでして大型の予算を組む必要はないというふうになら言っていましたけども、私はそうだと思うんですよ。

裁判ですから、これは清々粛々とですね、理論闘争やればいい話なんです。マイクロバス、私は必要ないと思うし、それでこんなに大弁護団も必要ないと思うし、それでその大弁護団を組む以上はですね、ここに馴染むかどうかわからんけども、その弁護士ですね、こういうその多数の弁護士をどういう根拠でですね、それぞれの持ち分があると思うんですね、弁護士には。こういうことをやらないかんから、この弁護士を頼むんだということ、やっぱりこれ明らかにしてもらってですね、それで議員なり住民の皆さんの了解を私は得る必要があると思うんですよ。その辺は全然、町長は今まで考えてないんじゃないかと思うんですよ。その何人の弁護士の起用してですね、それでどういう根拠でその弁護士を頼んで今まできたのか、それをおっしゃられたら、お聞きしたいんです。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

この今までの経緯というものはですね、いろいろな経緯があつて、私の前からそういう弁護団も組まれておりました。それでこの最初、電灯とこの水道の裁判の話が出ましたですけど、水道は水道、危機管理は危機管理ですね。それで水道は水道ですから、この水道の予算組んだから電灯ができないというものではないんで、その辺だけは一緒くたにしないでいただきたいなと思います。

そういう中で、今まで必要性の中で、この裁判の7月11日ですか、だったと思うんです。それがきたわけですから、それらは皆議会の議決をいただいたうえで予算を付けていただいたものですから、ご了解いただいているものと思っております。

**北村博司議長**

奥村武生君。

**9番 奥村武生議員**

電灯の問題は、1つは、私は例に出したのはね、住民の皆さんが適正にその税金を使ってほしいということから、1つの例として申し上げたわけで、一緒くたに申し上げたわけではありません。

それから、私はこの問題については、控訴が相手がすればですね、これは必要、応訴はこれ金額によってはしなくちゃならんと思うんですけども、もう裁判官そのものも非常に良識のある裁判官であるしですね、私は町が先立ってこれは控訴すべきじゃない。中身の検査は、精査は必要ですけども、積極的にこの控訴する必要はないんじゃないかと思うんですよ。すべきじゃないと思うんですよ。和解ができるものならやっぱり和解をして、1日も早くこの争いごとは收拾せなあかんと思うし、それで、もし再度、高裁へ行くというふうになればですね、弁護士の、こういう理由によってこの弁護士を頼むんだということ、是非明らかにしてほしいというふうなことをお願いしたいと思うんですけども。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

裁判なんてね、本当にいいもんでもないし、したいもんでもございませぬ。そういうことはもう十分皆さんもご存じだと思うし、議員もね、十分ご承知だと思いますが、ともかく判決の出てない中でですね、控訴するかどうかとか、そういったものは今の段階でお話できないと思いますんで、ご容赦を願いたいと思います。

**北村博司議長**

ほかに質疑ございせんか。

東清剛君。

**11番 東清剛議員**

たまたまこのページにね、同じようにあったものですから、皆さん関心持っている話だと思うんで、これ水道関係訴訟事業521万2,000円、その下にね、もう1つ教育関係訴訟事

業というのがございますよね。やっぱりこれ町民の皆さんやっぱり興味を持ってると思いますから、私はここであえて聞かないといけない。それでこれはもう9月でしたか、臨時議会でね、まず236万4,000円かな。訴訟費用として弁護士費用を認めていますよね。そういう中で、どのような結果で、今、訴訟はね、進んでいるのかどうか、これはいい機会ですからね、これ皆さん、町民の皆さんの前でね、教育委員会の関係者から、もう1つは公金差し止めですから、町長がまず原因ですからね、その辺の受け止め方とね、これ明らかに、どっかでこうしっかりしたものを表明していかないといけないと思いますよ。

ですから、弁護士費用が高いとか何かで今、ちょっと話出ましたけど、私は訴えられたら、当然、受けなければ認めなければならないという中で、日本はそういう制度がありますからね。その辺も引くくめて、執行部の皆さんから詳しい説明をいただきたいと思います。水道事業のほうに関してはね、たまたまここに原告に近い関係者がいますけども、それは違うところでの出発点ですからね。だから、この教育関係についてはどういう立場でおった人がそうやってやったかということ、しっかりこう皆さんでね、考えていただきたい。すみませんけど、その辺のことを。

#### **北村博司議長**

東清剛議員、教育民生常任委員会に付託されますんで、あえてね、1回だけ。

#### **11番 東清剛議員**

カメラの前で皆さんにやっぱり説明していただきたいという意味です。

#### **北村博司議長**

ですから、この1回は認めますけども。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

何と答えればよろしいのか、裁判にかかわることですのでという話でもないんですが、ご存じのようにですね、経緯は紀北中学校に関係したことで、住民監査請求、それから住民訴訟という形でいっておりますが、我々といたしましては行政的手続きを踏んで、議員の皆様のご理解を得ながらですね、やってきたこととございます。ですから、我々としてはそれが正当であるということ、今、準備書面の中で説明させていただいておりますので、我々としてはこの水道なんかでよく使った言葉ですが、勝訴を目指してですね、頑張っていきたいということとございます。

#### **北村博司議長**

ほかに、質疑ございますか。

担当の常任委員ですから、ご遠慮ください。

ほかにございますか。

( 発言する者なし )

#### 北村博司議長

以上で、議会費から民生費までの質疑を終わります。

次に、70ページの衛生費から97ページの土木費までの質疑を許します。

質疑ありますか。

平野隆久君。

#### 13番 平野隆久議員

それでは2点説明をお願いします。

82ページの林業振興費の中の木造住宅新築促進奨励金交付事業313万4,000円、これについての内容についての答弁を求めます。

あと2点目、88ページの観光活性化対策事業、これについては予算説明の中でも説明を受けておるんです。切手をつくられるという話ですよ。その中で1,000枚つくって、300枚は町で買う費用が入っておるということなんですけども、その300枚についてどのような販売とか、どういうふうなことを考えておられるのか、その2点についての答弁を求めます。

#### 北村博司議長

農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、82ページの林業振興費、その中の木造住宅新築促進奨励金交付事業でございます。この事業につきましては、町内で住宅を建築された方、木造なんですけども、町内の製材業者から加工出荷された木材を60%以上使用した50㎡以上の木造住宅について、固定資産税相当額を15万円を上限に3年間交付する事業でございます。

ただ、この事業につきましては、そのあとにあります地域産材利用促進事業に移行してございまして、この先ほどの木造住宅新築促進奨励金交付事業につきましては、平成25年の1月1日までに新築した方は、こちらのほうの事業に合致されます。それ以降に新築された方、今年の1月2日以降に新築された方につきましては、地域産材利用促進事業のほ

うで交付をするということになってございます。

ちなみに、地域産材利用促進事業のほうにつきましては、こちらのほうも地域産材を6割以上構造材で使用された方に対して、その構造材1㎡当たり2万円を限度にですね、総額50万円を限度に1回の交付というふうな事業になってございます。以上でございます。

#### 北村博司議長

商工観光課長。

#### 濱田多実博商工観光課長

観光活性化対策事業の中でですね、切手を購入する部分でございます。製作するシートにつきましては1,000シートを製作いたしまして、そのうちの300シートをですね、各市町、これは東紀州でですね、4年に1回ぐらい回ってくるということで、今年が平成25年度で紀北町のものをつくっていただくというこの事業でございまして、郵政のほうがですね、つくっていただく中で負担金的にですね、300シートを市町が買い取るというふうなことで考えられている事業でございます。

その使用方法でございますけども、ご希望によりですね、販売ということも可能かと思うんですけども、基本的には1,000シートのうちの700シートは郵便局のほうですね、販売をさせていただきますので、あと300枚につきましてはですね、希望によっては販売ということもあるんですけどもPR用にですね、使っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 北村博司議長

平野隆久君。

#### 13番 平野隆久議員

1点目の件なんですけども、これについては予算が313万4,000円、それで次の平成25年2月以降ですね、それについては地域産材事業促進事業ということで542万2,000円、この差額については、今後伸びていくだろうということの想定の上で、予算が200何万円計上されているのか、それについての再度の質問と。

あと切手のほうはわかりました。あともう1点質問漏れしておったんですけど、89ページのほうで、R42沿道の誘客促進事業ということであるんですけども、これについては、この予算説明資料の中で道の駅紀伊長島マンボウ案内看板、また海山施設案内看板設備等というふうに明記されておるんですけども、これについては場所等はどのなんですか。大体どこらへんということは想定されたうえでの計上なのかどうか。その点について、質問、

追加をお願いします。

**北村博司議長**

農林水産課長。

**武岡芳樹農林水産課長**

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、この木造住宅新築促進奨励金のほうにつきましては、平成25年度のこの予算額につきましては、平成23年3カ年の交付になりますので、平成23年度からの交付分から入っております。そして今年の1月1日までに新築された方、その方については平成25年度から27年度までの交付ということになろうかと思えます。そういった中で、今年度の予算につきましては過去のも含めまして、60軒を想定してございます。

そして地域産材利用促進事業のほうにつきましては、現在のところですね、今年度の予算としては17軒を想定してございます。以上でございます。

**北村博司議長**

商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

R42沿線の誘客促進事業の看板の設置場所等についてでございますが、道の駅海山の施設案内看板につきましてはですね、現在、道の駅海山内にあります、町が製作いたしました看板ですね、そのリニューアルというふうに考えております。

それから、道の駅紀伊長島マンボウの案内看板につきましてもですね、施設内にということで考えております。まだちょっと場所についてはですね、これから協議をさせていただくということになりますけども、一応、中にできればというふうに考えております。以上でございます。

**北村博司議長**

よろしいですか。

ほかに、中津畑正量君。

**14番 中津畑正量議員**

90ページの地籍調査事業が179万5,000円あるんですが、これについては旧町のときにも私が実際に聞いた話ですけど、海山区のほうには1筆もないという話も聞きましたけど、その後、いろいろ調査してみますとたくさんあるわけですね。これは地籍調査そのものが時効になっている部分もあるし、隣近所とのいさかいになったりする場合もございます。

そこでこの地籍調査事業そのものが、どれぐらいの進捗率になっているのか、その点わかりましたらちょっと教えていただきたいんですが。

**北村博司議長**

建設課長。

**上村康二建設課長**

地籍調査の状況でございますけども、海山区におきましてはですね、これまで平成14年から24年までの11年間で、60haが終えております。場所につきましては朝日町、桜町、汐見、本地、相賀など、事業費といたしましては5,600万円ほどかかっております。それで紀伊長島区につきましては、平成15年から平成23年の9年間で29ha、場所といたしましては、中ノ谷、江竜ということで事業費につきましては1,030万円となっております。以上でございます。

**北村博司議長**

ほかにごございますか。

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

88ページですね、小規模事業者利子補給、これおそらくマル経資金だと思うんですけども、この詳細を教えてください。

それから、観光費の中ですね、3,285万6,000円の財源はどういうふうになっておるかをご答弁いただきたい。

**北村博司議長**

商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

まず最初の紀北町の小規模事業者経営改善資金の利子補給等事業ということでございますけども、この詳細につきましてはですね、日本政策金融公庫の融資をする小規模事業者経営改善資金、通称マル経資金とっておりますけども、その融資を受けた方に対して、一定の額を利子補給するというので、2分の1以内ということなんですけども、上限を0.5%とするということで考えておまして、その利子補給の期間がですね、融資を受けた日から12カ月ということで、1年間利子補給をさせていただくというふうなことでの制度でございます。

次にですね、観光活性化対策事業3,285万6,000円の財源でございます。財源についまし

ては、三重県市町村職員互助会公益事業等の助成金が300万円、それから過疎地域自立促進事業債、これは過疎地域自立促進特別事業債ということで600万円、それに観光PR用の名刺を販売する売却収入1万円ということでございまして、財源としましては901万円、その他一般財源が2,384万6,000円ということでございます。以上でございます。

**北村博司議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

当町は非常に観光に力を入れておるとい面が、この辺でもわかりますね。大体3割弱が一般財源で、あと7割が結局、逆ですね。7割が一般財源で、3割がいわゆる補助財源、先ほどおっしゃったマル経のですね、0.5%ということは、結局年間にしたらどうですか、2万5,000円ぐらいじゃないの、1件当たり。そんなことまでやるのかなと思うんですよ、私。40件ぐらいじゃないの。500万円ぐらいでしょう、おそらくマル経の。マックスは500万円から550万円だと、こういう案は誰が出してきたのですか。マル経というのはね、優秀なとこしか貸してくれんですよ、金利が低いん。それにまだ利子補給しようとしておる。100万円ですけどね。だけど町としての姿勢は、私は疑われると思う。あえてそれで質問させてもらいました。その辺のとこどうですか。

**北村博司議長**

商工観光課長。

**濱田多実博商工観光課長**

全体で100万円ということですね、この事業自体につきましてはですね、商工会さんとも相談をさせていただきながら、進めるということで考えておりまして、現在ですね、現在といいますか、平成25年度におきまして、商工会のほうもですね、マル経資金についてですね、経営指導をすることによって、そのシェアを増やしていこうというふうな取り組みを現在やって、これから進めていくというふうに聞いております。

そのですね、進める際に、一定額ですね、利子を補給することによってですね、そういったことがしやすくなるというふうなこともありますので、そういったことを受けてですね、今回、予算を計上させていただいたことが経緯でございます。以上でございます。

**北村博司議長**

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**



課長はね、失礼ですが、わかってないですね。政策、金融公庫はものすごく厳しいですよ。だから、貸すこともせなあかん。そのために商工会にですね、マル経をどんだけせよと言ってくるわけですよ。そのいわゆる、ギャランティというのかな、保証、保証にはないよ。0.5%、町がつけることによって、スムーズに行くというようなことでしょう。それではね、いい人はいい、商工会へ入っとる。マル経というのは、いい人しか借りれんのさ、これは。無担保、無保証なんだから。その辺ね、やっぱり事務局とですね、商工会の事務局と商工観光課長との話し合いがですね、ちょっとその商工業者に対するね、格差があるように私は思いますね。

もう政策金融公庫なんかも回収に回っておるんです。僕も何遍も行きました。マル経に補助するってね、これあくまでね、お墨付きを町でもらうというような感じですね。2万5,000円、こんなん。500万円借りたってですね、その半分ですよ。1年間で済ませていけば、そうでしょう。1万2,500円ですよ。

だから、もうちょっとね、その政策金融公庫独自で町で調べなあかん。商工会に引っ張られたらあかん。こんなもんは商工会が窓口やなかっても借りれるんだから、銀行でも借りれる。自分が津へ行っても借りれるわけですから。その辺のところをよくやっぱり勉強していただかないと、本当のいわゆる産業の商工会の活性は、私はないと思うよ。どうですか。

#### 北村博司議長

商工観光課長。

#### 濱田多実博商工観光課長

今回、マル経ということで、これまでですね、商工業者さんに対する利子補給等制度は町としては一切なかったわけですが、今回ですね、特にマル経ということではさせていただきます。今後ですね、商工会さんとも相談させていただきながらですね、他の例えば融資に対する利子補給であるとか、例えばほかの市町ですと、保証料の補助であるとか、いろいろなこう制度があると思いますので、今後、勉強しながらですね、実際にどういったものかというあたりも勉強させていただきながら、検討していきたいというふうに考えております。

#### 北村博司議長

ほかにございますか。

東清剛君。

## 11番 東清剛議員

83ページの、これ新しい、林業施設費で、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業、これ多分25年度から新しく出た事業だと思うんですけども、これ20haぐらいの事業予定ということですよ。もう1つ、これは実際具体的にはどのようなことをされるんかということと、それでこれに伴って新しい、獣のための林野をつくるということですから、今のあれですよ、針葉樹をあれするのか、伐採して跡地をそうやってするのか、今の雑木山にしても、今すでに病虫害が大発生しておるわけですよ。これやっぱりももとは森林山としては20年ぐらいで伐期を迎えたものが今、伐らなくなっていますから、どんどん害虫、木の中へ入る虫が増えて、ナラ食い虫がという、いろんな格好で、樹木が枯れだしています。

ですから、それも含めて広葉樹の再生という意味でも、どっかで皆伐をして、その虫を退治しなきゃいけないということになっておるんですよ。なるんですよ。そうじゃないと、どんどん害虫が増えてしまう。その辺のことも含めてね、検討されているんかどう。今後、どのような方向にこれを進めていくのかということ。

もう1つ、これは林野ですから、ころころ変わりますからね、補助制度というのが、毎年毎年変わるようなものですから、その辺もどれぐらいのあれがあるのか、お聞かせください。

## 北村博司議長

農林水産課長。

## 武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、県の、県単の補助事業でございます。現在計画してございますのが、町が三戸地内で約20haの更新伐を予定してございます。この現在の森林につきましては、人工林ではなく天然林の雑木林の更新伐ということで現在考えております。

ただ、更新伐といいましても、すべて皆伐することではなくして、部分的にですね、それが帯状になるのか、点状になるのかというのは、今後、検討していく予定ではございますが、現在、大きな大木になって下草も生えてないような状態のところ、日光の光を当たるようにして下草も生え、新たな芽吹きも期待した中で、そこに野生鳥獣の生息環境を創出していこうという事業でございます。

ただ、なかなかですね、すべて野生鳥獣のことですので、こういった形になるかという

こともあるんですけども、ある意味試験的にですね、この県の補助制度に則って少しでもということで、現在計画してございます。そして現在、先ほど議員さんおっしゃいました、その病虫害の件でございますが、現在のところそこまでは見越してございません。以上でございます。

#### 北村博司議長

東清剛君。

#### 11番 東清剛議員

当然ね、そういう中で間伐をするということでしょうけども、そういう中で、やっぱり主たるものといったら大きな木を伐ってね、若い木、幼齢木を残すというような方向でいっていただくのが適切かなと思うし、もう1つは、本来、この地域はね、林業地帯で広葉樹じゃなしに、針葉樹のところですからね、ですから、もう伐期に達した、やっぱりヒノキ、スギにしてもね、更新しないといけない。じゃないとね、やっぱりいろいろとあれですよ、いろんなところで影響が出てくるように思います。

当然、そういう中で尾鷲市がね、今、町有林の皆伐をね、計画的に10年ぐらいやるということですからね、大いにやっぱり尾鷲材の活用、これはもちろんお願いせんならんのは、町長に木造でもやっぱりね、建物をいろんなところで利用していただく、地元材を利用していただくというのが、もう一番大切ですけどもね。そういう中で、今回その広葉樹をやれば、今のバイオマスの燃料に当然使う予定でおると思いますけどもね、それも引くくめて。

そしてもう1つは、この事業は県単ですか、どれぐらいの県は予算をもってらっしゃいますか。そういう中で、どれぐらいの割合で紀北町はやるのか、教えてください。

#### 北村博司議長

農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

県ですね、事業量につきましては、ちょっと今手元に数字がございませんので、お答えできませんんですけど、県の補助率といたしましては80%でございます。

そして、確かに議員さんおっしゃられますように、木造の建物、構造材を主にしたその木造の利用促進ということですね、町といたしましても利用方針を定めてやってきておると、今年度についてはその紀北中、またこの庁舎におきましても、こういった木材の利用

というふうになってございます。

そしてまた、先だってもですね、林業関係者のほうから町長のほうにもですね、木材の利用ということで、ご要望等もいただいておりますので、今後ともですね、木材の利用については検討していきたいと。そしてまた議員さんおっしゃいました町有林の主伐等につきましては、なかなか困難な面もあろうかと思えますけれども、尾鷲市の事例も検討した中でですね、検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(「バイオマスの件は」と呼ぶ者あり)

#### **武岡芳樹農林水産課長**

今現在、この予定しておる現場がですね、若干、山の奥地ということもございます。基本的にはバイオマスの燃料にしたいというふうには考えておるんですけども、若干難しい面があらうかなというふうに考えてございます。以上でございます。

#### **北村博司議長**

ほかに質疑ございますか。

奥村仁君。

#### **1番 奥村仁議員**

79ページの人・農地プラン事業、この中で新規就農者支援補助金375万円とあるんですけども、この手のいろんな説明会とかで聞かせてもらおうと、かなり使い勝手が良くなかったり、町側、行政側の仕組みがないと使えないとか、そういうようなことを聞いて、結局、使いにくいかなというふうなことを今までよく聞いていたんですけども、これ今年からこの新規の事業の予算を組んでみえるということで、この町では新規で新しく若手の農業者の方とか、農業を始められている方もいる中で、次からやっていく人がこういうものを使っていけば、ええのかなと思うんですけども、使い勝手の良さと、どういう内容なのかということをご説明いただきたいと思えます。

#### **北村博司議長**

農林水産課長。

#### **武岡芳樹農林水産課長**

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

人・農地プラン事業につきましては、平成24年度におきましては9月の補正予算においてですね、お認めいただいて、そのときからスタートしてございます。ただ、当初、新規就農者も平成24年度で3名の方を想定はしておりましたが、結局のところ補正予算の中に

も計上させていただきましたけども、1名にとどまってしまいました。そういう意味では確かに使い勝手というのは、なかなか難しい面がございます。その要件といたしますのが、45歳未満の独立で自営就農する方、そして就農後の総所得が250万円未満の方というふうな要件がございます。確かにそういった中でですね、要件に合致するという方がどこまでいるのかというのは、なかなか難しいところがあるかと思えます。

ただですね、ゼロからの出発という方も当然該当はするんですけども、親元からの独立という部門の独立、また経営の継承という方も対象となるということでございますので、そういった方に対してもですね、いろんな情報を集めるなりして、周知していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

#### 北村博司議長

奥村仁君。

#### 1番 奥村仁議員

去年、一昨年ぐらいに、こういった説明会聞いたと思うんですけども、やっぱりそれからかなりハードルが高いなというふうに、いろんな45歳以下で、今、課長が言われたもののほかに、研修とか、かなり大きい農場での研修が必要であったり、そういうようなことが入っていたと思うんですけども、結局、その紐付きというか、そういうものからは外れることなく、やはりその内容の中で申請ができる方のみというふうな形になってしまうと、そういうことですか。

#### 北村博司議長

農林水産課長。

#### 武岡芳樹農林水産課長

ただいま議員がおっしゃいました制度というのが、おそらく青年就農給付金の中の準備型と称するタイプかと存じます。この制度につきましては、同じく45歳未満で、都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修された方で、なおかつ研修終了後1年以内に就農される方と、この給付金につきましては町からの交付ということではなく、県からの直接交付という形になってございます。確かに、議員おっしゃられますように、こういった制度に合致するという方は、なかなか少ないのかなというふうに考えてございます。ただですね、制度は制度としてこういった中でですね、今後も周知を図っていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

#### 北村博司議長

ほかにありますか。

入江君。

## 6番 入江康仁議員

89ページいいんやね。これに入っているね、観光費、観光費の89ページの緊急雇用創出事業ということ、ただこれ1つをね、例に出すわけですけど、この緊急雇用創出事業というのは、各課にいろんな配分があると思うんですよ。たまたま商工費の中であがっているんで例題に出しますが、これの期間というのは課長、1年じゃなかったかな。そうですね。その中で、私はこれをやはりこの国からですね、やっぱりいろんな雇用をして、過疎地域に働く場所がないと、そういう中で公共が主体にして、少しでも雇用を発生させるかというような大きな趣旨の中でやられておると思うんですよ。

ただ、私は思うのは、これ期間が1年だから、働く人も困るわけですよ。入った。1年でもうその人は首切られると、そういうところにですね、町長、それでやはり各課担当課からですね、やはりこういういろんないい人材もあると思う。たまたまこれ商工課だけどね、全般に考えてくださいね、町長。その中で今回は40名ぐらいたったかな、応募は。なかった、皆の各課であったの。40名弱やったと思うんです。その人数は、緊急雇用創出の中のあれでやっておるのは何名やった。これからやけど、これは前にも実績あったでしょう、前にも。あるわけだから、ただ前にあったときには1年で辞めやんならんと、そんならこれね、何も意味ないわけですよ。人が入れ替わるだけで、だからやはりそこでいい人材が地域からおったら、やはり担当課の課長なんかでもね、やはり町長にいろんな具申して、こういう人は手放したくないから、この課で受け持つとか、違うところの部署で何とか使えないかというような配慮しながら、どんどんやっぱり私は人員削減は町の役場のね、前々から言っておるように減らすことないよと、減らすことによって過疎になっていくんだから、役場の職員は地域でいうたらこれは頭脳集団だから、だから頭脳集団を持っている方々が100%、120%能力発揮するような職場にしたら、別に損じゃないんですよ、町として。

だから、私はこういう制度があるのは、1年はそれは国から補助いرونくれるから、それでして、そこらいろんな人材を育成して発掘するのもね、これも1つの緊急雇用創出の目的にもなるんじゃないかと思う。だから1年限りで皆辞めやすんじゃないかと、やっぱりいい人がおったら、いいところの適材適所の人材でやね、そっちへ向いて受け持つてもらおうとか、自分とこで受け持つとか、それで新たにまた今年度もこれあるわけですから、

どんどん入れたらいいんですよ。これは1年間というのは国からくれるんだから、ただでできるわけですから。切るんじゃなくて何人かぐらいはやっぱり残すようにしたらどうかと思うんですよ。

そういうようにしていかな、町長、これ過疎はね、これ止まりませんよ、町長。要は、私は今、この過疎化が進む中で、人口増やせとは私は言いません。だから、今の現状維持を一旦止めることですよ、これ。止めることによって、止まったら増えてくる。増やすことは今考えんでもええ、その現状維持をするために今、どうかいうことを私は考えていたきたいんですけど、町長、どうですか。

#### 北村博司議長

尾上町長。

#### 尾上壽一町長

議員、おっしゃるようになりますね、緊急雇用ですね、今までも働いていただいた中で、事務なんかで来ていただいた方、大変優秀な方もたくさんおります。そういう意味でですね、今、緊急雇用でいた人も今回の4月からの嘱託職員に受かった方もたくさんおります。そういう意味ではですね、そういう人材を緊急雇用等で発掘して、それを役場の雇用とかです、そういった、つなげていくというのは、本当にいい考えだと思います。

ただ、役場として業務的に必要な人を求めるということでございますので、一方的に膨らむわけにもまいりませんので、ただ、こういう緊急雇用で役場とご縁を持った人たちがですね、嘱託なり正職受けていただくという、今そういう流れもございます。そういう意味では、この緊急雇用で働いていただくことが、人材発掘にもつながると思いますので、ただ、この制度そのものはね、議員もおっしゃったように大変制度的に、前に緊急雇用で働いた人は働けないとか、いろいろ難しい問題もあるんですが、政府の趣旨が少し違いますので、ただ、我々としてはやはり人材も発掘しながら職員、臨時職員、それから嘱託職員等へですね、働いていただく、この工夫はやっていかなければいけないと思いますが、トータルの問題もございますので、それらも含めて勉強したいと思っております。

#### 北村博司議長

ほかにございませんか。

( 発言する者なし )

#### 北村博司議長

以上で、衛生費から土木費までの質疑を終わります。

次に、98ページの消防費から131ページの給与費明細書までの質疑を許します。

平野隆久君。

### 13番 平野隆久議員

それでは2点お伺いします。1点目は107ページの幼稚園費、幼稚園管理運営事業1,408万9,000円が計上されております。予算説明の中でも明記されておるんですが、園児数は41名、3園でね。ということなんですけども、1つの例をいうと、長島幼稚園で17名というふうになっているんですけども、随分減ったなというのが、まず印象なんです。これについては今後のね、予定とかも含めて、あまりにもちょっとこう減るなど、どういう傾向でこうなったんかということも含めて、答弁をいただきたいと思うんですけども、教育長、よろしくお願ひします。

### 北村博司議長

安部教育長。

### 安部正美教育長

お答えいたします。まず出生数が徐々に減ってきておることが1つ考えられると思います。それと保護者の皆さんが働きに、お母さん方が働きに行っておられると、そういう数が非常にこう、そういう方々が非常に多くなってきた。そうすると子どもを見てもらうところが必要になってくると、そういう点で幼稚園の今の仕組みでいきますと、大体2時半ぐらいまでが幼稚園でみれる時間帯であると、ここ今のところ精いっぱいのところなんですけれども、そういうようなところでお母さん方としては、安心して子どもを預けてですね、働きに行くということができないような状況であるかと思われまます。そういうことで、幼稚園よりも違った施設のほうを選ばれておる方が多いのではないかなと、そういうふうにご考慮しております。以上です。

### 北村博司議長

平野隆久君。

### 13番 平野隆久議員

教育長もね、よくおわかりで。多分僕もね、そういう話はちょっと聞いておるんです。それで今回でも3園で41名で、いろんなことを考えると、なかなか今後の対策もしていかなんと、大変難しい状況も出てくるかと思うんです。先ほど教育長も言われたように、共働きの方も増えて、対応する時間が長いほうがいいよという傾向は確かにあると思うんですけども、何らかね処理をしていかなんと、こういう傾向はまだまだ増えてくるんじゃないか



と危惧されますもんで、今後の対策も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目なんですけども、これも 115ページのこれも大白公園多目的グラウンド管理事業ということで、これも33万2,000円出てますよね。これは説明受けた分については清掃業務委託料ということで33万2,000円出ているんですけど、これは歳入の分についてか、これの財源の件についてはどういふふうになっているのか、答弁を求めます。

**北村博司議長**

生涯学習課長。

**松島保秀生涯学習課長**

この財源はですね、大白公園の使用料が1万円です。で、残りの32万2,000円は、これは一般財源で手当させていただきます。以上です。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

ということは、一般財源の持ち出しですよ。言うたら一応、最初の説明からいくと、グラウンドを町管理で許可でさせていただくということで、収入的には1万円計上されて、清掃の業務をこちらですというような感覚でとらえるんですけども、これはグラウンドをお借りすることによって清掃業務を含むということで、理解してよろしいんでしょうか。答弁求めます。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員、おっしゃるようになりますね、先ほどの話の続きで、グラウンドの中がどうしても雑草とかそういったものが増えてきますので、そういった部分の清掃というイメージになるかと思ひます。トイレとかそういうのは指定管理者がやっていただけますもんで、そういう形の清掃になりますし、公益性ということからですね、やっぱり皆さんに使っていただいて、スポーツの交流、技術の向上、それから宿泊、弁当、そういったものがあるんで、その一般の部分の33万2,000円、そういった草、グラウンドの周りですね。もちろん私はお願ひしたいのは、利用される方がやっぱり管理も一生懸命やっていただきたいなという思ひはあるんですけど、そういった部分でカバーできない部分の経費と考えていただきたいと思ひます。

**北村博司議長**

平野隆久君。

**13番 平野隆久議員**

今の答弁によりますと、グラウンドの中だけの管理する部分についての清掃作業ということですね。ほかの部分については、ほかの指定管理の問題もありますんで、あくまでもその部分は含まずに、お借りする部分の中の清掃作業ということで理解してよろしいんですね。再度、答弁求めて終わります。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

おっしゃるとおりで、トイレその他はですね、指定管理のほうでやっていただきますので、中だけということでございます。

**北村博司議長**

ほかにごございますか。

松永君。

**12番 松永征也議員**

116ページ、利子なんですけどもね、長期償還利子及び一時借入金利子となっておりますわけなんですけども、この内訳はどうなっているのでしょうか。一括りになっておるんですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

**北村博司議長**

財政課長。

**工門利弘財政課長**

この 116ページの利子のほうの内訳なんですけども、長期償還、長期債の償還利子がですね、1億5,857万円のうちのですね、一時借入金の利子の分を申し上げますと、121万3,000円でございます。残りが全部長期債の利子ということになっております。一時借入金の利子が121万3,000円ということでございます。以上です。

**北村博司議長**

松永君。

**12番 松永征也議員**

長期借入とですね、一時借入、これはもう全然意味合いが違うわけなんで、今後、こう

分けてですね、記載していただきたいと思うんですが。

それとですね、この一時借入121万3,000円あるということなんですけども、うちは基金積立金があるわけですね。これによってですね、振り替え運用ですか、これは条例でも可能になってますね。できるだけこの運用をですね、活用すべきだと思うんですが、実際やっているんでしょうか。

**北村博司議長**

財政課長。

**工門利弘財政課長**

まず、予算書ですね、説明欄にその一時借入金利子とですね、あと長期債の利子を分けて書くということは可能でございますので、以降、そのように表示していきたいと思えます。

それからですね、一時借入金は今回のこの予算書でもですね、1ページに最高額を10億円と定めるということで計上させていただいておりますが、実際にはですね、一時借入金は通常振り替えでいっております。基金のほうを使っております。ただですね、年度末、この3月末なんですけども、この時期にはですね、一旦戻さなあかんということになっておりますので、その期間ですね、一時借入金を借りなければならないという事態が少しの間起こります。それをできるだけ少なくなるように努力はしておりますが、その年度末だけですね、一時借入金を今のところお借りしているような状況でございます。普段は振り替えで運用しているということでございます。以上です。

**北村博司議長**

ほかに、中津畑君。

**14番 中津畑正量議員**

1点だけお伺いいたします。110ページの公民館費ですが、課長、この当初予算ですから、人件費が多い、圧倒的に多いんですが、この館長に対する、主事に対するこの費用というのは、海山区、長島区によって、この合併したときからこの話は言われているんですが、この統一せんでも良いという判断をされているのか。それとも同じ館長、主事であるので、どちらからに合わすか、統一したほうがいいんじゃないかという話も出ているんじゃないんですか。そこら辺のことをちょっとお聞きしておきたいと思えます。

**北村博司議長**

生涯学習課長。

#### 松島保秀生涯学習課長

これについてはですね、海山区の公民館長と公民館主事と、紀伊長島区の公民館長、いろんなので報酬とか給料で差が、月額とか、そういうのに差があるというのは承知しております、事務局としてもですね、生涯学習課としても改善には努めたいという思いでございます。そのため、今、この前、紀伊長島区の公民館長、主事会議がございましたので、現状を公民館長さん、主事さんですね、勤務状況を把握させていただきたいためにですね、お願いして、半年間、館長さんと主事さんですね、勤務状況を把握させていただいて、その後、どのように改善していけば良いのかというのを検討させていただきたいと思っております。以上です。

#### 北村博司議長

中津畑君。

#### 14番 中津畑正量議員

今、課長からちょっと説明がありましたが、館長さんといってもね、主事といっても、そんなに多くはないですわね。集会所のように多くはないんで、勤務状況を調べるためにアンケートを取ったといいますが、かなり勤務評定みたいな感じで受け取っておる方もおられます。できたらね、ひざ突き合わせて、忌憚のない話を館長、主事にも聞いておきながら、統一に向けて動かないと、あなた任せで館長、主事さん、あんたたちはどうしたらいいんですか、それも大切なことではありますけれど、やっぱり町としてはこういう格好で統一したいというところでね、そこら辺でこの合議を求めていかんと、ちょっとね、この期間としても長すぎるから、今の課長には大変お気の毒なんです、そのずっと前の前の課長あたりからの問題ですんで、ここら辺は一本にまとめるというほうが良いというのなら、やっぱり館長会議、主事会議を開いてですね、本当に胸開いて、勤務形態の違うのはわかります。常勤もあれば非常勤もあるという格好で、名誉館長みたいなのところもあるし、ないところもあるし、そこら辺はね、非常に入り組んでおるのは僕もよくわかります。

ただ、1つの町で数少ない館長、主事がおるだけにですね、話し合えばわかるんじゃないかと、その館長、主事会議の中でそういう話は出ませんでしたかな。ちょっとそこら辺をお聞きしておきます。

#### 北村博司議長

生涯学習課長。

**松島保秀生涯学習課長**

そこまでの話は出ませんでした。以上です。

**北村博司議長**

中津畑君。

**14番 中津畑正量議員**

それでは最後になりますが、館長、主事の待遇というのはね、できれば1つのほうが私もいいと思うんです。そこら辺で大体期限も定めてですね、いつごろまでにはしたい。ただ、館長、主事を任命する場合に、なかなか公民館講座1つするにしても、仕事、頭を悩ますのが実態ですから、ハイハイって受けてくれる人ばかりではないとは思いますが、その1つの山を乗り越えんと、この統一はできないと思うんで、あまりにもちょっとこう差があり過ぎるのでね、大変気の毒だなと、一生懸命やってくれておるのに気の毒だなと思うんですが、しかし、それはどちらに合わすにしても話を聞いてからになるんで、期限を決めてね、やっぱり今後やるほうがいいんじゃないかと私思うんですが、課長の話をちょっと、そこら辺は見通してやっていくということになるんか、いやまたこれからいろいろ話聞いて、長なっていくんでは何にもならないと私は思うんですが、課長のご意見を聞いておきます。

**北村博司議長**

生涯学習課長。

**松島保秀生涯学習課長**

すみません。期限についてはですね、ようお答えできませんけども、できるだけ早くには、統一はさせていただきたいという考えは持っております。以上です。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

議員、おっしゃること十分わかっておりまして、私もなった当初から、この問題にはいろいろと担当課ともお話をさせていただいております。ただ、公民館のですね、活動のあり方から違う部分も大変多くありまして、その活動の違いをまずどうするのかということから入っていかないと、ただ、給料とかですね、そういった問題だけではございませんので、ただ、私も解消していくのが本筋ではないかと思っておりますんで、これからもですね、主事さん、館長さんといろいろお話し合いをしながらですね、解消に向けて頑張っ

いきたいと思いますので、よろしくご理解お願いいたします。

**北村博司議長**

ほかにごございますか。

入江君。

**6番 入江康仁議員**

生涯学習課長、ちょっとこの110ページの公民館、ちょっと中津畑議員とはちょっと角度が違うんですけどね。

**北村博司議長**

教民の委員長、ちょっとお控えいただきたいと思います。

特に委員長ですから。

**6番 入江康仁議員**

そうですか、どうも失礼しました。

**北村博司議長**

ほかにごございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

以上で、消防団費から給与費明細書までの質疑を終わります。

これで、議案第26号についての質疑を終了します。

---

**北村博司議長**

3時03分まで休憩いたします。

(午後 2時 48分)

---

**北村博司議長**

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午後 3時 03分)

---

## 日程第27

### 北村博司議長

次に、日程第27 議案第27号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

松永君。

### 12番 松永征也議員

21ページですね、一般被保険者の療養給付費とそれから療養費、大幅に減額になっておりますが、その理由ですね。

それともう1つは、30ページの特定健康診査事業費、これについてもですね、多額な減額となっております。その理由をお聞きしたいと思います。

### 北村博司議長

住民課長。

### 世古雅則住民課長

一般被保険者療養給付費につきましては、前年対比いたしますと1億1,658万1,000円ほど確かに減になっております。この見込みにつきましては、平成24年の4月から10月までの実績から月平均値を出しまして、11月から3月までの見込みを立てまして計上しております。

ただ、その一般被保険者療養給付費につきましてはですね、近年の国等の医療費の伸び率3%から4%というふうに伺っております。それを今回、少し安全率を見込みまして、5%というふうにして見込んでおります。ただ、昨年につきましては安全率を10%見込んだということで、その分が大きく減になっている原因でございます。

それともう1点、30ページの特定健康診査等事業費につきましても、前年対比いたしますと1,118万4,000円というふうな減になっておりますけれども、これにつきましては20年当初なんですけれども、予算計上しましたところ、受診率を65%という国の指針に沿った目標に基づいて計上しておりました。ただ、当町の受診率につきましては、ご承知のように県下でも非常に低いという22%少しということでかけ離れておりました。それでこの25年度におきましては県の数値ですね、県の数値を目標にという、県が23年度の中間報告あたり

では37%ぐらいですので、その40%というふうな形で見込ませていただきました。そうすることによりまして、受診者数の減ということになりまして、実際には1,118万4,000円の減になるという、そういう予算を今回計上させてもらいましたので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

#### 北村博司議長

松永君。

#### 12番 松永征也議員

保険給付費の予算額なんですけれどもね、今、お聞きしますと、医療費総額に対してです、3%、それから5%とか見積もったということなんです。それではですね、どんぶり勘定になっていくんじゃないですか。被保険者が常に移動しておるし、減少傾向にあると思うんです。やっぱりですね、被保険者1人当たりの医療費を出して、そして伸び率を見たらですね、正確な医療費の伸び率になるんじゃないかと思うんですけれどね。そのことについてお聞きしたいと思いますし。

その特定健康診査につきましてもですね、県の目標の37%で見積もったということなんですけれども、今年24年度は日曜の健診とかですね、また自己負担額の無料化とか、いろいろと取り組まれたわけなんですけれども、これによってね、今年11月の末で終わっておるわけなんで、結果どうであったんか。それでできたら比較するために県下の状況、何位であったのか、常に最下位できたわけなんですけれどね。そのような状況について、ちょっとお聞きをいたします。

#### 北村博司議長

住民課長。

#### 世古雅則住民課長

まず、1点目の医療費の見方なんですけれども、どんぶり勘定やないんかと言われておりますけれども、やはり国等におきましても、そのような形で医療費3%、4%、最近の伸び率で計上しております。それに準じて行ったわけなんですけれども、議員さんおっしゃられましたことも参考に入れまして、今後、計上するときには、予算をあげるときには検討していきたいなと思っております。

もう1点、特定健康診査等の事業費でございますけれども、24年度におきましては、医療費の適正強化年ということに位置づけまして、特定健康診査受診料、個人の負担金1,000円を無料にしたということもございます。それでなんですけれども、まず、その日曜検



診等やって、どれぐらいの人が受けられたんかということだと思っんですけども、これにつきましては、10月の28日と11月の11日に行っております。その合計合わせますと90人の方が受診を受けられたという形になっております。

それともう1点の、今回そういう医療費の無料化とそういう日曜日の受診、啓発活動、懸垂幕等々、また受診者への通知ですね。忘れないかということも実施いたしました結果、1月末現在ではございますが、その数値につきましては受診券を発行いたしましたのが、4,462人、それに対して1,431人、1月末までなんですけども、パーセンテージに直しますと、32%の方が受けられたという格好になっております。それで先ほどの県下では最下位という、その数値が22.4%ですので、1月末では10%の伸びということで、いい傾向じゃないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

**北村博司議長**

松永君。

**12番 松永征也議員**

医療費についてはですね、国もですね、1人当たりいくらという額で発表されておりますよ。うちもですね、一つお考えいただきたい。それで特定健康診査は10%程度伸びておるんでね、大変頑張られたと思うんですが、今年の新年度どのような取り組みを考えておられるか、ちょっとお聞きをいたします。

**北村博司議長**

住民課長。

**世古雅則住民課長**

さらにですね、また25年度におきましても受診率を伸ばすためにですね、もちろん懸垂幕等の設置、それと同時に啓発活動、街頭啓発活動もありますし、また受診漏れがないように受診通知についても発行したいと思います。それと集団健診ということも考えまして、医師会、医療機関ですとか、代表として自治会関係者の方々にもお世話になりながら、少しでも受診率の向上に努めていきたいと、このように思っております。以上でございます。

**北村博司議長**

ほかにもございますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第28

**北村博司議長**

次に、日程第28 議案第28号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第29

**北村博司議長**

次に、日程第29 議案第29号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

---

#### 日程第30

**北村博司議長**

次に、日程第30 議案第30号 平成25年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

質疑を許します。

家崎君。

**7番 家崎仁行議員**

24ページですね、水道事業会計の中の、その他営業収益、ペットボトル売却収益2万2,000本ですね、184万8,000円計上されておりますが、今回、どういった目的、経緯があって、銚子川の水をペットボトルに入れて販売をすることになったのか、この説明をお願いいたします。

**北村博司議長**

水道課長補佐。

**上ノ坊健二水道課長補佐**

お答えさせていただきます。水道事業のPRといたしましてですね、近年、水道事業者として利用者に親しまれ、信頼される水道であるためにはですね、利用者に水道事業への理解をですね、深めていただくということが重要であるというふうに考えております。

その中で、PRの方策の1つとしてですね、近年、ボトルウォーターの製造販売を水道事業者で行うという事業が盛んに行われておりまして、三重県内でいいますと津市であるとか、四日市であるとか、熊野なんかも全国的にみましても数多くの水道事業体がですね、このボトルウォーターの製造販売に着手しております。

で、本町の目的としましては、先の議案の説明でさせていただきましたように、25年度から海山区の銚子川の伏流水を汲み上げまして、500ミリリットルのペットボトルにボトルリングしたボトルウォーター2万4,000本の製造販売に着手させていただきたいということで、計上させていただいております。目的としましては、紀北町の水というのは大変美味しいということで、その美味しい水をですね、PRしたいというふうな思いと、それから水道水源の保全の啓発、これは非常に重要であるというふうに思っています。またもとよりですね、災害用の備蓄であるとか、観光面でもですね、いろいろと活用できるんじゃないかということで、今回計上させていただいた次第であります。

**北村博司議長**

家崎君。

**7番 家崎仁行議員**

この商品化するまでの工程について、説明してください。

それと製造のための作業場ですか、工場等をつくるのか、それと誰が作業するのか、職員がするのか、どっかに委託するのか、そういったこともお願いします。

それと商品の名前ですね、どんなふうな名前を付けるのか、それもお願いいたします。

#### 北村博司議長

水道課長補佐。

#### 上ノ坊健二水道課長補佐

2万4,000本ですね、まず予算の説明といたしますか、そこからさせていただきたいんですが、一般会計的にいきますとですね、2万2,000本を一般会計のほうで買っていただくと、2万4,000本を水道課の原水をですね、便ノ山取水井から原水を汲み上げまして、それをそういうペットボトルの製造業者に委託をします。それで2万4,000本をつくっていただくということになります。

それをですね、水道課分としては2,000本分をPR用としたいと、で、2万2,000本については一般会計でみていただくということなんですけども、1万本を観光のPR、1万2,000本については防災の備蓄というふうに考えてます。一般会計的に説明させていただくと、歳入が184万8,000円ということになって、歳出は164万7,000円ということで、水道会計的には20万1,000円のプラスというふうな形になるんですけども、できる限り水道会計としては水道利用者の方に負担をかけたくないというふうな形で、そういうふうに思ってます。

それから、今後の販売等につきましては、商工観光のほうで1万本ということなんですけども、今後ですね、ほとんど原価大体80円、70円から80円ぐらいで買っていただくような形になるんですけども、その価格に近い形で商工会等通じてですね、商売をやられている方に販売をお願いして、売値として120円ぐらいで販売してもらったらどうかということを考えてます。また、一部をですね、観光PR用にパンフレットなどと一緒にですね、無料配布をするということでも、そういったことではいろいろ経済的な効果も見込めるのではないかなというふうな話もあります。

水道課の2,000本については社会見学等でですね、浄水場を訪れた小学生等にですね、無料配布して、紀北町の水の美味しさをですね、PRしていくということで思ってます。で、防災の1万2,000本については、一応保存期限がですね、5年間ありますんで、十分防災用としては機能は十分であります。今、防災の話を書きますと、他所からですね、水を買っておるといふような現状がありますんで、せっかくだから、これだけ美味しい水があるんですから、紀北町の水を利用していただくということで考えております。

あとですね、ネーミングなんですけども、実はこの事業を考えるにあたって商工観光の

ほうとですね、それから副町長にも入っていただいて、随分会議もやってきまして、その中で案として出ておりますのは、銚子川の水というふうなシンプルな名前、サブタイトルに奇跡の川の美味しい天然水というふうなところで、あと熊野古道が世界遺産登録されているということで、外国人の方も多く来られるということでは、ナチュラルウォーターというふうな英語の題も付けて販売したいということで考えております。

#### 北村博司議長

家崎君。

#### 7番 家崎仁行議員

取水口ですね、銚子川の浄水のところで取って、それを商品化というんか、どっかに業者委託すると言われたんですけど、そのどこの業者に委託するのか。

それともう1つ、2万2,000本って結構量的にあると思うんですけど、その倉庫とか、そういうところに厳重に保管せなあかんと思うんですね、そういうこともちゃんと考えているのか。単価とかそういうことは説明してもらったので、あとはもうこれが町は水道を町民の方に飲んでもらって、水道料金をいただいております。そういうことで特別な県とか国のこの飲料水販売するのに認可とか、許可とかは要らないんか、その点、ひとつお願いします。

#### 北村博司議長

水道課長補佐。

#### 上ノ坊健二水道課長補佐

便ノ山取水井の原水を汲み上げてですね、その水を鈴木鉱泉というふうなペットボトル専門につくっているところがあるんですが、まだはっきり、業者についてはまだはっきりあれなんですけども、そういういろいろペットボトル製造している業者がございますので、そういうところをお願いして製造していただくというふうな考えております。

それから、保管場所につきましてはですね、2万4,000本というと、ものすごい量に思うんですが、実際、その箱ケースで考えますと、それほど、そんなに容量はとりません。十分保管できるスペースは考えております。十分場所としては防災の1万2,000本にしても防災倉庫に十分入るケース量でありますし、観光の1万本につきましてもですね、水道のいろんな施設でも空きスペースもありますので、十分スペース的には確保できるということで考えております。

あと、許可等については特別これについての許可を取るとかということは必要ありませ

ん。それは製造委託するところが取っておりますんで、特に新たにそういった許可を取ってですね、やるという必要はございません。以上です。

**北村博司議長**

ほかに質疑はございませんか。

入江君。

**6番 入江康仁議員**

今の関連ですけどね、この私は事業に対してはですね、この水道事業というのは特別会計にもなるようなものであってね、これは本来、町のあれから言うたら、システムから言うたら企画か商工観光でこれやるのが本来の事業やと思うんさね。やはり水道事業のあれはこういうように一般会計からかけ離れた会計ですよ。それでそういうような事業をするためじゃない。

水道事業は、地域に住んでいる人たちのね、特別なもんだから、きちんとした、事業をするんじゃないで、水をきちんと配布するのが使命であってですね、この中にこういうような事業を組み入れるというのは、ちょっと私はおかしいと思うんですね。当然、これ企画か商工課でやるのが本来の姿じゃないですか、そのところはどうか。

**北村博司議長**

水道課長補佐。

**上ノ坊健二水道課長補佐**

先ほども説明させていただきましたように、近年、水道事業者のほうでですね、ボトルウォーターの製造販売というのは非常に増えてきておりまして、厚生労働省等もですね、こういった事業に対して、水の良さをPRしていくという部分については、こういった事業についても検討していくべきだというふうな意見なんかも出ております。そういったことからですね、特に水道のほうでこういうペットボトルの製造販売等やっていくということについては、私はおかしいとは思っておりませんし、当然、販売についてはですね、商工観光と連携して検討しておりますんで、そういった部分については、今後、もっと事業者の方がですね、どんどん事業を展開したいというふうなことであればですね、1つのきっかけになってくるということでは、いろんなことでは経済的な効果も出てきますんで、水道は本来の水道を守っていくという部分でも十分ですね、効果もあると思っておりますんで、今回のような計上の仕方は特に問題ないというふうには考えております。

**北村博司議長**

入江君。

## 6番 入江康仁議員

今、そんなら担当課長補佐が答えたけど、上の上位の省庁がええということやったら、それを真似してやってもいいんだというんだったら、いろいろなものの中でね、あんた一番よく知っておるように、上でやってるもんはいいわ、そんなら町独自で反発してやっておるのはどういうことになっていくの、そんなら。そこの整合性はあんた説明できるか。事業に対してもそうです。許可権に対してもそうですよ。

それともう1点、その中で、あれ予算の、委託料の予算はどこへ計上されておるかということもちょっと答えて、副町長あんた答えんほうがいいかな。

## 北村博司議長

水道課長補佐。

## 上ノ坊健二水道課長補佐

まず、予算の計上について説明させていただきます。

まず、歳入につきましては、水道事業収益の営業収益、その他営業収益、材料売却収益、24ページになります。ここで2万2,000本を、24ページですね。24ページの材料売却収益のペットボトル売却収益2万2,000本、184万8,000円を計上しております。これが歳入の部分ですね。

歳出につきましては、これ28ページ。すみません、その前に26ページがございます。すみません。26ページの営業費用の原水及び浄水費の未消耗品費で13万8,000円という、これは2,000本、これは水道課が消費する分で、水道課の消費分ということでは消耗品というような中での計上をしております。

それから、一般会計のほうで買っていただく分につきましては、28ページのその他営業費用の材料売却原価、これは販売していくということなんで、材料売却原価ということで計上しております、ペットボトル製造原価2万2,000本、150万9,000円計上します。

委託ということにつきましては、これら2つを合算した形ですね、委託というふうな形をとるというふうにしてます。予算としてはそういうことです。

それから、ちょっと上位法令どうのという部分については、ちょっとこの事業との関連で。

## 6番 入江康仁議員

上位官庁から言われたら、それは言うこときくやろ、あんたは。やっておるからという

ことで答弁しておるから、言うただけや。思うように答えたらええ。

#### 上ノ坊健二水道課長補佐

そうですね、ちょっと上位官庁ということでは、当然ですね、そういった意向も反映しながら事業をやっていくというのは、確かに議員さんがおっしゃるとおりやと思います。ただ、法令的な部分につきましてはですね、これは、それはよろしいですか。はい、すみません。

#### 北村博司議長

入江君。

#### 6番 入江康仁議員

そしてね、もう1つ、この27ページに載ってるね、水道水源保護審議会委員の報酬、その下に水道水源保護審議会委員旅費ほか46万6,000円と、審議会報酬26万円、これは今まで、去年はどういう実績があった中での、委員会開いてね、計上しておるのか、ちょっと教えてください。去年が何回やって、どのようなものを。これはそやけどさ、この審議会開いたことが我々は知らないというのは大きな問題だから、そこだけはちょっと指摘しておきます。

#### 北村博司議長

水道課長補佐。

#### 上ノ坊健二水道課長補佐

審議としましては、去年、紀伊長島区で審議いただいたのは、これは三重県になります。三重県が道路改良工事に伴ってですね、土砂を搬入するという事で赤羽のほうにですね。それについて審議をいただいたというのが、1件ございます。

旅費につきましては、すみません。ちょっと細かい実績持ってきてないんですが、メンバーがですね、四日市の方も1名おりますし、弁護士さんで。あと津のほうのこれは大学の教授であるとかが2名、それから環境事業団の人も津の河芸のほうになるんですけども1名おりまして、そこから来ていただいていると。それからあと伊勢の三重県自然環境保護審議会等の委員をされている方も委員になっていただいていますんで、その方の旅費もあります。

金額ですね。ちょっとお待ちください。

#### 6番 入江康仁議員

まあいいわ。あとでまた資料ください。



北村博司議長

それじゃ水道課長補佐、あとで資料をお渡しください。

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

今の件についてですね、今の件について。業者のほうから話があったのか、こっちから話を持ちかけたのか、その辺のところを、どうですか。

北村博司議長

水道課長補佐。

上ノ坊健二水道課長補佐

うちのほうから持ちかけました。商工会等については観光のほうにお願いしまして、商工会のほうに話していただいたということでもあります。

北村博司議長

瀧本君。

5番 瀧本攻議員

そうすると商工会と連携して話をして、業者は明らかにできんけどもしましたということですね。契約はどうなっておるんですか。契約をどうするかということの腹案はないんですか。予算計上しておるんやで。いや、将来の計画を言っておるんですよ、これ。今、2万4,000本やけどもさね、水の問題はですね、これ中国で言うたら、支配のことを水と言うのやで、エネルギー、今、水の問題が大変になってきておる。だからその水をですね、取水をとられた場合のことを私は心配しておるわけですよ。だから契約に至ってはどういう話をされておるんですかということ。

北村博司議長

私語でやらないでください。町長。

水道課長補佐。

上ノ坊健二水道課長補佐

ちょっとまだ業者の、商工会のほうに話はしていただいていますけども、これから業者の見積をとっているような段階でありまして、予算を認めていただいた中で、そういった契約ができるようであればですね、商工観光のほうを中心に進めていただくというふうに考えております。

北村博司議長

瀧本君。

**5番 瀧本攻議員**

それになった場合に、予算が認められてした場合にですね、今年限りじゃない。来年も要ってくる。町長、どういうふうにですね、これを展開していくつもりでおるんですか。基本的な考え方、水を売却するにあたっての基本的な考え方。

**北村博司議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

私の観点からすると、これをどんどん売ってですね、それをどんどん儲けていこうという観点ではありません。これ銚子川の魅力アップというのございました。その中で銚子川の水は美味しいだよ、銚子川って素敵だよということをアピールしたい。だから観光のほうへも1万本使っていますし、備蓄もですね、1万2,000本という他所から買っていたのを、わざわざこんな素晴らしい水があるじゃないかということです。これであくまでも水があるから、もちろん吸い上げる量というのもございますので、水源地のほうから。それをどんだんやっ、それで売り上げて、利益を持とうという観点ではないんで、はい。銚子川の魅力アップの中で、こうやっていって、こんな素敵な水をどんだんアピールしようじゃないか。そして銚子川、紀北町にはこんな素敵な銚子川あるよ。だから観光の部分でもしてますんで、議員、おそらく心配しているのはね、業者に好きだけ取らして売って利益にする、それでええのかということだと思いますんで、そういうことではございませんので、ご理解願います。

**北村博司議長**

よろしいですね。

ほかにご質問ありますか。

( 発言する者なし )

**北村博司議長**

以上で、質疑を終わります。

**北村博司議長**

次に、日程第31 議案第31号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

質疑を終わります。

以上で、本定例会に上程されました案件についての質疑はすべて終了いたしました。

---

**北村博司議長**

お諮りします。

ただいま議題になっております各案件につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、別紙、委員会付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**北村博司議長**

異議なしと認めます。

したがいまして、各議案については、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定いたしました。

---

**北村博司議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

付託案件の審査につきましては、3月7日、木曜日は総務財政常任委員会、3月11日、月曜日は教育民生常任委員会、また3月12日、火曜日は産業建設常任委員会の開催となります。いずれも9時30分からの開会であります。委員会の運営にあたりましては、各委員長において取り計らいくださるようお願いをいたします。

また、1日で付託議案の審査が終わらないときには、予備日を利用して慎重審査をお願い

いいたしたいと思います。

---

**北村博司議長**

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時 37分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 樋口泰生

紀北町議会議員 太田哲生